

# 第1章 カントリーレポート：ASEAN

河口 正紀

## 1. ASEAN の概況

### (1) ASEAN の設立

ASEAN（東南アジア諸国連合：Association of South East Asian Nations）は、ベトナム戦争を背景とした地域協力の動きの活発化等により設立機運が高まり、1967年8月8日、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヶ国外相により、バンコクにおいて「ASEAN 設立宣言（バンコク宣言）」が採択され発足した。

設立の目的は、

- ①域内における経済成長、社会・文化的発展の促進
- ②域内における政治・経済的安定の確保
- ③域内諸問題の解決

の3点である。

1984年にはブルネイが加盟し、以上の6ヶ国が原加盟国と呼ばれている。

1980年代後半からカンボジア和平方の地域情勢の安定化、域内の急速な経済発展の中で、1995年にはベトナム、1997年には、ラオス、ミャンマー、1999年にはカンボジアが加盟し、加盟国は10ヶ国となった。この4ヶ国は新規加盟国あるいは頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれている。

### (2) ASEAN の機構

#### 1) ASEAN 首脳会議

ASEAN の最高意志決定機関であり、1995年以降は毎年開催されている。首脳会議の開催国は2001年のブルネイからアルファベット順となっている。

#### 2) ASEAN 外相会議 (AMM)

各種閣僚会議の中で首位会議と考えられており、政策ガイドラインの策定及び諸活動の調整が主な任務となっている。1年に1回開催され、議長国はアルファベット順に、外相会議閉会後から翌年の外相会議閉会まで持ち回りで務める。この議長国が「ASEAN 議長国」と呼ばれる。

#### 3) ASEAN 経済閣僚会議 (AEM)

ASEAN 経済協力強化のための加盟国政府への提言作成，経済協力に関する調整と実施のレビューを実施する。1年に1回定期会合を開催，必要に応じ不定期会合を開催する。

#### 4) その他閣僚会議

AEM の監督下において，経済協力の特定分野（エネルギー，農林業，観光，運輸，税制金融，環境，情報通信）を担当する閣僚が必要に応じ開催する。また，保健，環境，地方開発，貧困撲滅，労働，社会福祉，教育，科学技術，情報，法務，国境を越える犯罪の分野での協力を担当する閣僚が定期会合を開催する。

また，必要に応じて ASEAN の活動について分野間の調整，協議を実施する「合同閣僚会議（JMM）」が開催される。外相及び経済閣僚から構成され，AMM 議長と AEM 議長が共同で議長を務める。通常，首脳会議の前に開催される。

#### 5) ASEAN 常任委員会（ASC）

外相会議閉会後から翌年の外相会議までの1年間における政策・調整を実施する。次回外相会議主催国外相を議長とし，ASEAN 事務総長及び各国 ASEAN 国内事務局長により構成される。議長の交代は外相会議の閉会をもって行われる。

年5～7回開催され，最初と最後の会合が議長国で，それ以外はジャカルタで開催される。

常任委員会は，年次報告及びその他の報告を作成し，各種 ASEAN 委員会の勧告を次回外相会議の討議用に提出する等，外相会議開催に向けた準備，ASEAN の対外関係処理等を実施する。

#### 6) 事務レベル会議

ASEAN の政治的協力を担当する「高級事務レベル会議（SOM）」，金融・銀行，食品・農林業，産業・鉱業・エネルギー，運輸・通信，貿易・観光等の域内経済協力全般を担当する「高級経済事務レベル会議（SEOM）」，域内レベルでの政治・安全保障の協力（信頼醸成措置，安全保障協力プログラム，緊急援助協力等）のための会議として「高級事務レベル特別会議」が開催される。

#### 7) ASEAN 事務局

常任委員会のもとにあり，貿易投資産業サービス局，投資金融監視局，経済機能別協力局，計画調整・対外関係局の4局からなる。専門スタッフの人員選考は，国別推薦制から公募制となり，現在では35名となっている。

ASEAN 事務総長は，アルファベット順の持ち回りにより，AMM の推薦により ASEAN 首脳会議が任命する。任期は5年で閣僚級の地位を有し，ASEAN の諸活動の調整・実施等を行う。ASEAN の各種活動に関し，策定，助言，調整，実施する権限を有し，AMM に提出される年次報告を準備する。

ASEAN 国内事務局は，各国の外務省に設置され，ASEAN 国内事務局長が最高責任者である。

## 8) 合同諮問会議 (JCM)

ASEAN 事務総長, SOM, SEOM, 各国の ASEAN 国内事務局長により構成され, 事務レベルでの ASEAN の活動の分野間の調整を行う。ASEAN 事務総長が会議の結果を AMM と AEM に報告する。

## 2. ASEAN 域内協力

### (1) 域内協力の目標

#### 1) ASEAN ビジョン 2020

1997 年の第 2 回 ASEAN 非公式首脳会議 (於クアラルンプール) において 2020 年までの域内中期目標として「ASEAN ビジョン 2020」が採択された。これは, 21 世紀を目前にして, 2020 年までの地域の発展及び域内協力を通じた豊かな性格の達成についての展望を示した中期計画であり, 経済協力, 政治・安全保障, 文化等すべての分野を包括する地域協力のあり方を提示したものである。

#### 2) ハノイ行動計画

1998 年の第 6 回 ASEAN 公式首脳会議 (於ハノイ) において, マクロ経済と金融に関する協力の強化, 経済統合の強化, 金融・経済危機への取り組み, 環境保護と持続的発展の促進等を柱とする, 「ASEAN ビジョン 2020」実現のための行動計画が「ハノイ行動計画」(1999～2004 年) として採択され, ビジョン 2020 の具体化が前進した。

#### 3) バリ・コンコード II

2003 年の第 9 回 ASEAN 首脳会議において, 「ASEAN 安全保障共同体」, 「ASEAN 経済共同体」, 「ASEAN 社会・文化共同体」の 3 つを目指す「第 2ASEAN 共和宣言」に ASEAN 諸国首脳が署名した。

ASEAN 経済共同体はビジョン 2020 が定める経済統合という最終目標を実現するものであり, 経済的に ASEAN を一つの「統合市場及び統合生産ネットワーク」として確立し, ASEAN の信頼性と経済的影響力の強化を目的とするものである。ASEAN 自由貿易協定等の既存の経済イニシアティブの実施を強化するメカニズムと措置を構築し, ASEAN の統合と経済競争力を強化する。

#### 4) ビエンチャン行動プログラム

2004 年の第 10 回 ASEAN 首脳会議 (於ビエンチャン) において採択された, 「ハノイ行動計画」を引き継ぐビジョン 2020 の行動計画 (2004～2010 年) である。「統合され平和で思いやりのある ASEAN 共同体における繁栄と運命の共有に向けて」をテーマとし, ASEAN 共同体の実現に向けた目標と戦略を定めた。

ASEAN 経済共同体では、より緊密な経済統合を通じ経済成長及び開発のための競争力強化を目的に、

- 単一市場・生産拠点に向けた統合プロセスの加速化
- 農業産品，漁業，木材産品等 11 の重点セクターで 2010 年までに統合
- 2010～2015 年までに域内関税撤廃などの貿易自由化
- サービス貿易，金融協力，交通，通信・IT，科学技術，エネルギー，食料・農業・森林，制度強化の発展
- FTA，CEP を通じた経済関係の強化

を戦略的要点としている。

## 5) ASEAN 憲章

2005 年の第 11 回 ASEAN 首脳会議（於クアラルンプール）において、「ASEAN 憲章の創設に関するクアラルンプール宣言」が採択された。現在の ASEAN は「バンコク宣言」により創設された、国際法人格を有さない枠組みであるが、「ASEAN 憲章」は、法人格を有する「ASEAN 共同体」の設立条約に相当し、ASEAN 統合の中核的文書になることが想定されており、「ASEAN 憲章」の創設に合意した「クアラルンプール宣言」は ASEAN が EC のような組織に発展するための第一歩となる。

### (2) 経済協力

#### 1) ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) <sup>(1)</sup>

##### (i) 経緯

AFTA は、1992 年の第 4 回 ASEAN 首脳会議（於シンガポール）において ASEAN 域内の自由貿易構想として、1993 年から 2008 年までの 15 年間で実現することで合意した。

1993 年より AFTA 実現のためのメカニズムである共通有効特惠関税 (CEPT) スキームが開始され、CEPT の最終関税率 (0～5%) 実現目標年は当初の 2008 年から累次前倒しされて、原加盟国は 2002 年、一番遅いカンボジアで 2007 年となっている。

##### (ii) 目的

域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点として ASEAN の競争力の強化，域内経済の活性化を図る。

##### (iii) メカニズムと実施状況

1993 年 1 月 1 日、AFTA 実現のためのメカニズムとして CEPT スキームが発効した。CEPT の対象品目は域内で生産されたすべての工業製品と農産品とされ、それぞれ適用品目リスト (IL)，一時的除外品目リスト (TEL) 等に分類される。

CEPT の例外品目として、一般的除外品目 (国防，生命・健康の保護，歴史・考古学的保護)，一時的除外品目 (対象とするには未だ整備の整っていない品目)，センシティブ品目

(一部の未加工農産品)の3種類があり、一般的除外品目以外は最終的にはCEPTの適用品目とすることとされている。

域内関税が適用されるためには、原産地基準として、域内で付加価値の40%以上が生産されること、域内輸出国及び輸入国の双方においてCEPT適用品目リストに入っていること等の条件を満たす必要がある。

#### (iv) 実現目標の前倒し等

1994年の経済閣僚会議において最終関税率の実現目標年が2008年から2003年に、また、1998年の第6回首脳会議において原加盟国の実現目標年が2002年に前倒しすることが決定された。新規加盟国についても目標年が前倒しとなり、ベトナムが2003年、ラオス、ミャンマーが2005年、カンボジアが2007年に目標を前倒しした。

さらに、AFTAの最終目標として、1999年の経済閣僚会議において輸入関税撤廃の目標年(原加盟国2015年、新規加盟国2018年)につき決定された。その後、同年の第3回非公式首脳会議において原加盟国については2010年に、新規加盟国については例外品目を除き、2015年に前倒して実施することに原則合意し、AFTAの関税撤廃の最終実現は2015年となる見込みである。

#### (v) 関税引き下げの実施状況

原加盟国の関税引き下げはフィリピン、マレーシアの一部品目で遅れがあるものの、最終関税率(0~5%)の実現はおおむね達成されている。原加盟国のCEPT平均関税率は1993年の12.76%から2003年には2.39%に低減(新規加盟国の2002年のCEPT平均関税率は6.77%)されており、原加盟国のCEPT適応品目の99.6%が0~5%の税率内にある。

## 2) 食料・農林業協力

### (i) 経緯・目的

農業分野での協力は、1968年に食料生産・供給での協力から始まった。1977年には農林業の広い分野に拡大された。現在では、食料安全保障、流通、作物、畜産、漁業、技術普及、農業協同組合、林業を含む食料・農林業分野で協力が行われている。

食料・農林業協力の基本的な目的はASEANの食料・農林産物の国際的競争力を高めるとともに、食料安全保障をさらに強化することである。

1993年の第15回ASEAN農林相会議(AMAF:於バンドルスリブガワン)での「ASEAN食料・農林業協力に関わる閣僚了解」では、

- ①域内の食料安全保障の強化、
- ②農林水産物の域内・域外貿易の促進、
- ③生産性向上のための技術開発・移転、農業関連産業の発展、
- ④農村社会と人的資源の開発、
- ⑤民間部門の参加と投資の促進、

⑥持続的発展のための天然資源の管理・保全,

⑦国際・域内問題に対する取り組みへの協力強化,

の7項目に重点を置き、情報の交換の促進、人的資源の開発促進、組織能力の強化、共通認識と共同体としての取組の促進、域内の経済連携・相互補完の促進に焦点を当てた活動を行うこととされた。

#### (ii) 組織

政策、戦略、行動計画の検討、評価、承認のために AMAF を毎年開催する。AMAF のもとに SOM-AMAF がおかれ、SOM-AMAF は年2回以上開催する。AMAF、SOM-AMAF の議長は毎年持ち回りで務める。SOM-AMAF のもとに、食料安全保障、畜産、林業等担当分野ごとのボード、ワーキンググループ、委員会を置く。

#### (iii) 行動計画

1998年の第20回 AMAF（於ハノイ）でハノイ行動計画を実行するための「ASEAN 食料・農林業協力の戦略的行動計画(1999-2004)」(SPA) が採択された。上記閣僚了解の重点分野を基礎としつつ、より食料安全保障、食料・農産物の国際競争力強化及び域外問題への共同での取組強化に重点を置いたものとなっている。2004年の AMAF（於ヤンゴン）において基本理念を継承しつつ新たな SPA（2005-2010）が承認された。

##### A. 食料（食料安全保障）

- 食料安全保障に関するデータベース、情報力の強化
- 食料備蓄制度の効率的運用
- 米・トウモロコシ・大豆・砂糖等主要食料の長期需給見通しに関する研究

##### B. 農業（耕種、漁業、畜産）

- AFTA CEPT スキームの実行、品質の向上等による域内農産物の競争力強化
- 対外問題に対する域内協調
- 生産、流通、加工技術の開発、改善、移転
- 技術普及制度の強化
- 農村集落機能の強化、人的資源の開発
- 協同組合の振興による販売力、技術普及等の強化

#### (iv) ASEAN 農林産品振興計画に関する共同取組

1994年の AMAF（於ランカウイ マレーシア）において、貿易交渉での共同での取組、域内・域外貿易の振興、ASEAN 農林産品の競争力強化等を内容とする「ASEAN 農林産品振興計画に関する協力と共同での取組に関する覚書」が採択され、計画実行のための事務局がインドネシアに置かれた。

#### (v) ASEAN 食料安全保障備蓄

1979年のASEAN外相会議において、域内の食料安全保障を強化するため、ASEAN食料備蓄に関する合意が締結された。各国において、適正水準の在庫を維持するとともに、緊急事態に備えた備蓄（現在ではラオス、カンボジア、ミャンマーを除く7ヶ国総計で67千t）を行うこととされた。在庫水準の調整と、緊急備蓄の実施のための事務局としてASEAN食料備蓄ボードがタイに置かれた。

### 3. 域外との関係

#### (1) ASEAN 拡大外相会議

閣僚レベルで域外諸国との間で広範囲な分野にわたる意見交換を実施し、相互の友好関係の強化、地域の平和と安定の環境作りを推進するため、1978年以降ASEAN拡大外相会議が、逐次対和国・機関を増加しつつ開催されている。現在は日、米、豪、NZ、EU、加、韓、印、中、露の10ヶ国が参加している（パキスタンが申請中）。

#### (2) ASEAN+3

ASEANが日中韓と東アジアにおける広範囲にわたる分野において意見交換を実施し、相互の友好協力関係の強化、地域の平和と安定の環境作りを推進するため1997年からASEAN+3首脳会議、2000年から外相会議が開催されている。

ASEAN+3農林相会議が2001年（於メダン インドネシア）、2002年（於ビエンチャン）に開催され、稲作という共通文化を基礎に、競争力、食料安全保障の強化、貧困削減のため協力していくこととされた。具体的なプロジェクトとして、日本の支援、タイのコーディネートによる「東アジア米備蓄システム（EARR）」、「ASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）」等が実施されることとなった。

#### (3) 日-ASEAN FTA

2003年10月、日ASEAN包括的連携協定の枠組みを採択し、2005年4月交渉が開始された。2007年8月の日ASEAN経済大臣会合において大筋合意が確認され、2007年11月の日ASEAN首脳会議で交渉が妥結した。

物品自由化に関するモダリティーでは、

日本：10年以内に貿易額93%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

ASEAN原加盟国：10年以内に貿易額・品目数共に90%について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。

ASEAN新規加盟国：ベトナムは15年以内に品目数の90%の部分について、他の3ヶ国は18年以内に品目数の85%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入

する。

とされている。

農林水産品については、守るべきものは守りながら、ASEAN 側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行うこととし、えび等は即時関税撤廃、カレー調製品等は 10 年以内に段階的関税撤廃、鶏肉調製品等は関税削減、国家貿易品目、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖等は関税撤廃・削減の対象外とされた。

#### (4) 中-ASEAN FTA<sup>(2)</sup>

2002 年 11 月「包括的経済協力の枠組み協定」に調印、2003 年 1 月から交渉に入り、「貿易協定」については 2005 年 7 月発効した（カンボジア、ラオス、フィリピン、ベトナムを除く）。発効前に、一部品目について関税削減を加速するための「早期自由化」（2004 年～2006 年）を実施した。サービスの部分は引き続き交渉中である。

物の貿易については、一般行程とセンシティブ行程に分類し、一般行程については、中国と原加盟国は 2010 年までに、新規加盟国は 2015 年までに関税を撤廃することとされた。

センシティブ行程については、中国・原加盟国は 400 品目かつ輸入実績の 10%以内、新規加盟国は 500 品目以内とされ、センシティブリストと高度センシティブリストに分ける。高度センシティブリストは中国・原加盟国は対象品目の 40%又は 100 品目、新規加盟国は 40%又は 150 品目の低い方を上限とする。

中国・原加盟国は 2012 年までに 20%、2018 年までに 0-5%、新規加盟国は 2015 年までに 20%に、2020 年までに 0-5%にセンシティブリストの関税を引き下げる。中国・原加盟国は 2015 年、新規加盟国は 2018 年までに高度センシティブリストの関税を 50%に引き下げる。

中国のセンシティブ行程の農産品は、センシティブリスト：小麦、砕米等 17 品目、高度センシティブリスト：とうもろこし、米、小麦粉、植物油、砂糖等 29 品目となっている。

#### (5) 韓-ASEAN FTA

2004 年、韓国と ASEAN 原加盟国が 2010 年までにすべての物品の 80%の関税撤廃に合意し、2005 年、韓-ASEAN FTA 交渉が開始され、2007 年 6 月物の貿易に関する部分が発効した（タイを除く）。サービスの部分は引き続き交渉中である。

物の貿易については、2010 年までに関税撤廃するもの（韓 ASEAN6）、2012 までに関税撤廃するもの（ASEAN6）、センシティブリスト（2012 年までに関税を 20%以下に削減）、高度センシティブリスト（A:2016 年までに関税を 50%以下に削減（韓：えび、オレンジ、リンゴ等）、B:2016 年までに関税を 20%以下に削減（韓：牛肉（枝肉等）、豚肉（枝肉等）、鶏肉（分割していないもの等）、乳製品等）、C:2016 年までに 50%以上に削減（韓：大麦、トウモロコシ等）、D:関税割当の採用（韓：キャッサバ等）、E:除外（韓：牛肉（骨付きでない）、豚肉（骨付きでない）、鶏肉（分割したもの）、米等）に分けて実施することとされた。



## (6) その他の国・地域との FTA

インド-ASEAN FTA が 2004 年 1 月から、豪・NZ-ASEAN FTA が 2005 年 3 月から交渉が開始された。

## 4. ASEAN の経済状況

### (1) 概況

第 1 表 概況

	国土面積	人口	人口 増加率	GDP	一人当たり GDP	貿易		
						輸出	輸入	計
	km <sup>2</sup>	千人	%	百万US\$	US\$	百万US\$		
	2006	2006	2006	2006	2006	2006		
ブルネイ	5,765	383	3.5	11,572	30,214	7,619	1,489	9,108
カンボジア	181,035	14,163	2.5	7,256	512	3,514	2,923	6,437
インドネシア	1,890,754	222,051	1.3	364,259	1,640	100,799	61,066	161,864
ラオス	236,800	6,135	2.5	3,522	574	403	588	990
マレーシア	330,252	26,686	2.1	156,924	5,880	157,227	128,316	285,543
ミャンマー	676,577	57,289	2.3	11,951	209	3,515	2,116	5,630
フィリピン	300,000	86,910	2.0	117,457	1,352	47,410	51,774	99,184
シンガポール	704	4,484	3.3	132,273	29,500	271,608	238,482	510,090
タイ	513,254	65,233	0.7	206,645	3,168	121,580	127,109	248,688
ベトナム	329,315	84,222	1.3	60,965	724	37,034	40,237	77,271
ASEAN計	4,464,456	567,557	1.5	1,072,825	1,890	750,708	654,098	1,404,806

資料：ASEAN Statistical Yearbook等

第 2 表 経済成長

(単位：%)

	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06
ブルネイ	1.0	3.6	-4.0	2.6	2.8	3.0	2.8	3.2	2.9	3.0	5.1
カンボジア	4.6	4.3	3.7	10.8	7.0	7.6	5.2	7.0	7.7	9.8	10.8
インドネシア	7.8	4.7	-13.1	0.8	4.9	3.8	4.4	4.9	5.1	5.6	5.6
ラオス	6.9	6.9	4.0	7.3	5.8	5.8	5.7	5.9	5.5	8.2	8.3
マレーシア	10.0	7.3	-7.4	6.1	8.9	0.3	4.4	5.4	7.1	5.2	5.9
ミャンマー	6.4	5.7	5.8	10.9	13.7	11.3	12.0	13.8	5.0	4.5	7.0
フィリピン	5.8	5.2	-0.6	3.4	4.4	4.5	4.4	3.3	6.0	5.0	5.3
シンガポール	7.7	8.6	-0.8	6.8	9.6	-2.0	3.2	1.4	8.4	6.4	7.9
タイ	5.9	-1.4	-10.5	4.4	4.8	2.2	5.3	6.9	6.1	4.5	5.0
ベトナム	9.3	8.2	5.8	4.7	6.8	6.9	7.0	7.4	7.7	8.5	8.2
ASEAN計	7.3	4.2	-7.1	3.6	5.9	3.5	5.0	5.4	6.1	5.5	6.0

資料：ASEAN Statistical Yearbook等

域内面積 446 万 k m<sup>2</sup> (世界の約 3%)、人口 568 百万人 (同 9%) と EU-27 (域内面積 424 万 k m<sup>2</sup>、人口 490 百万人) を上回る規模を有する。経済規模 (GDP) は約 1 兆 US\$ (同 2%) と日本の 4 分の 1、中国の約 4 割である。1 千億 US\$ を超えるのはインドネシア、マレーシ

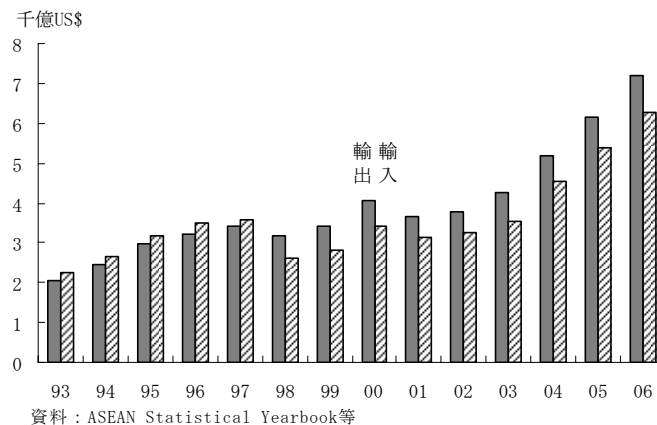
ア、フィリピン、シンガポール、タイの5ヶ国で、これらの国の合計は域内の9割以上を占める。一人当たりGDPはブルネイの3万US\$からミャンマーの200US\$と格差が大きい。平均では約1,900US\$で中国と同水準となる（第1表）。

1997-98年の通貨危機後、高い経済成長を続けており、近年ではASEAN全体で年率5%を超え、特に新規加盟国の成長が著しい（第2表）。

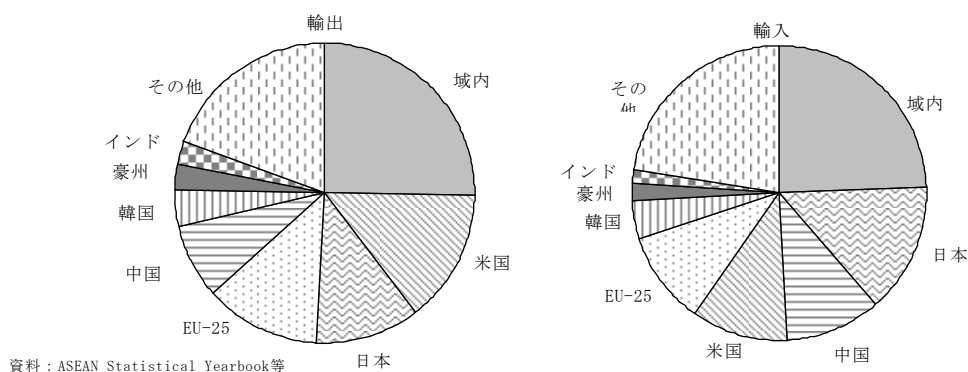
## （2）貿易

2006年の輸出額は7,508億US\$, 輸入額は6,541億US\$, 貿易額総計で1兆4,048億US\$と世界全体の6%程度占めている。貿易額についても上記5ヶ国で9割以上を占める。

原加盟国6ヶ国の貿易額推移をみると（第1図）、近年、輸出・輸入とも急激に増加しており、輸出額が輸入額を上回っていることから貿易収支は黒字が続いている。

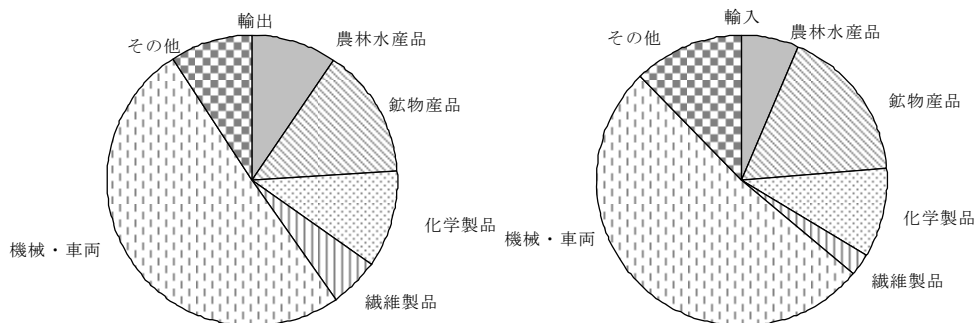


第1図 原加盟国の貿易額の推移



第2図 貿易額の国・地域別割合 (2005年)

2005年の相手先別貿易額（輸出額6,481億US\$, 輸入額5,767億US\$）をみると（第2図）、輸出・輸入とも25%程度が域内貿易、残りの75%程度が域外との貿易となっている。域外との貿易では輸出・輸入とも日本、中国、EU、米国が大きなシェアを占めている。



資料：ASEAN Statistical Yearbook等

第3図 品目別貿易額（2005年）

品目別では（第3図），輸出・輸入とも機械・車両（HS分類84～92類）が約50%を占め，石油等鉱物産品（同25～27類）（輸出15%，輸入17%），化学製品（同28～40類）（輸出・輸入とも10%）が次いでおり，農林水産品（同1～24，44～49類）は輸出9.5%，輸入6.4%となっている。

## 5. ASEANの食料・農業

### （1）農業生産

#### 1）概観（第3表）

第3表 農業生産

	農業の地位		耕地面積	穀物生産		
	GDP	労働人口		米生産	シェア	
	%		千ha			千トン
	2005	2005	2005	2006		
ブルネイ	0.9	0.6	13	1	1	100.0
カンボジア	33.1	68.1	3,700	6,641	6,264	94.3
インドネシア	14.5	45.0	23,000	66,011	54,400	82.4
ラオス	45.0	75.6	980	3,033	2,660	87.7
マレーシア	7.7	15.3	1,800	2,234	2,154	96.4
ミャンマー	-	68.6	10,068	26,474	25,200	95.2
フィリピン	18.9	36.5	5,700	21,409	15,327	71.6
シンガポール	0.1	0.1	1	0	0	-
タイ	8.9	52.5	14,200	33,146	29,269	88.3
ベトナム	19.6	65.3	6,581	39,648	35,827	90.4
ASEAN	-	49.9	66,043	198,596	171,102	86.2

資料：FAOSTAT等

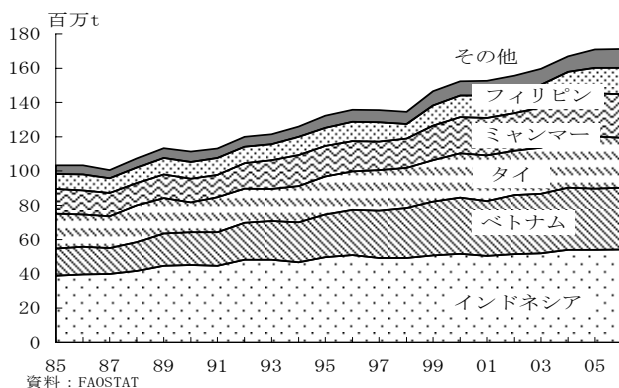
GDPに占める農業の地位は，低下傾向にあるもののASEAN平均では15%程度と依然高く，特にカンボジア，ラオス，ミャンマーでは著しく高い。労働人口の割合も非常に高く，ASEAN平均で約5割となっている。特に，タイではGDPのシェアが10%未満なのに対し，労働人口のシェアは5割を超えており過剰労働力を抱えている。

耕地面積は 66 百万 ha で、90 年代前半にインドネシア、タイ等の減少により、減少傾向を示したが、90 年代後半から、インドネシアの回復、ミャンマー、ベトナムでの増加により増加傾向となっている。

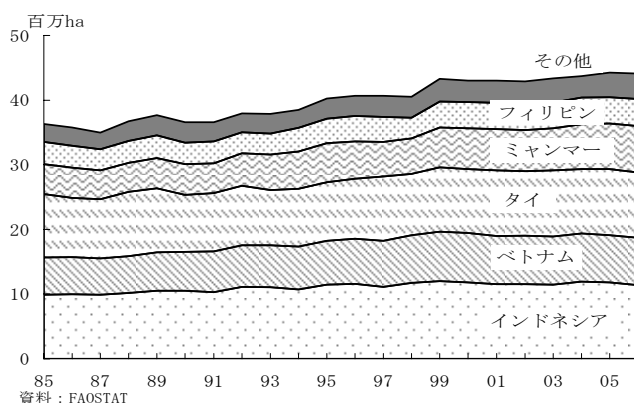
穀物生産は 199 百万 t、うち米が 171 百万 t で穀物の 86% を占める。生産量は、近年では特に単収の増加により増加傾向で推移している。

## 2) 米生産

ASEAN の米生産は (第 4 図)、インドネシア、ベトナム、タイ、ミャンマー、フィリピンの 5 ヶ国で約 9 割を占める。近年は、インドネシア、タイではほぼ横ばいで推移しているものの、ベトナム、ミャンマーで増加していることから増加傾向で推移している。

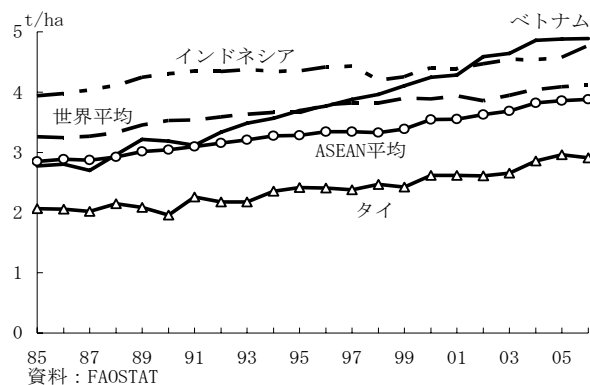


第 4 図 米生産



第 5 図 米の収穫面積

収穫面積は (第 5 図)、1990 年代末までは、ベトナム、ミャンマー等で増加していたことからゆるやかな増加傾向を示していたが、2000 年代に入ると横ばいないし低下傾向となっている。



第6図 米の単収

単収は（第6図）、ASEAN平均では3.9 t/haと世界平均の4.1 t/haをわずかに下回る。国別にみると、近年、ベトナムの伸びが著しく4.9 t/haとASEANでは最高となっている。インドネシアが4.8 t/haと2位であるが近年伸びは停滞している。タイは、低投入や東北部の低生産性地帯を抱えていることもあり2.9 t/haと低く、伸びも停滞している。

第4表 米の生産者価格

(単位:US\$/t)

	01	02	03	04	05
インドネシア	112	134	140	176	210
タイ	101	113	122	136	164
フィリピン	160	171	163	169	189
中国	152	141	142	149	151
インド	125	124	134	142	150
米国	113	90	127	186	155
日本	1,971	1,889	2,399	2,292	2,015

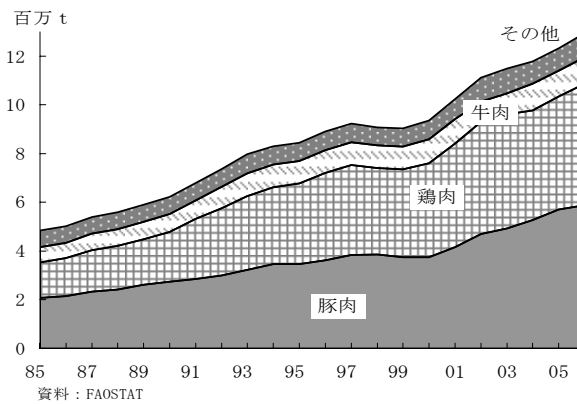
資料：FAOSTAT

生産者価格は（第4表）、インドネシア、タイ、フィリピンでは、中国、インド、米国とほぼ同水準で推移している。

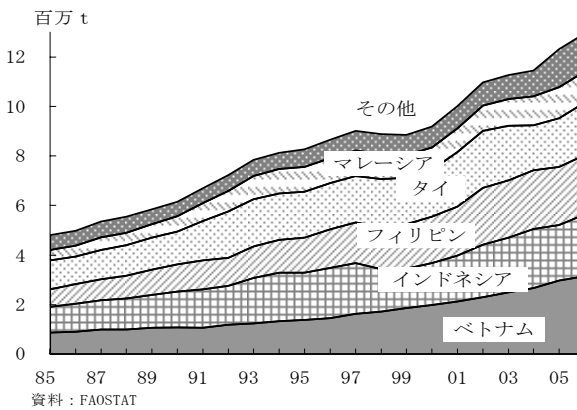
### 3) 畜産

食肉生産は（第7図）、鶏肉、豚肉で85%を占める。90年代末経済危機により一時停滞したものの、急速に生産量を伸ばしてきた。2004年には鳥インフルエンザの発生によりの鶏肉生産が減少したが、その後回復している。

国別にみると（第8図）、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアで9割を占める。ベトナム、フィリピンで近年、伸びが大きい。ベトナム、フィリピンは豚肉が中心、インドネシア、タイ、マレーシアは鶏肉が中心である。

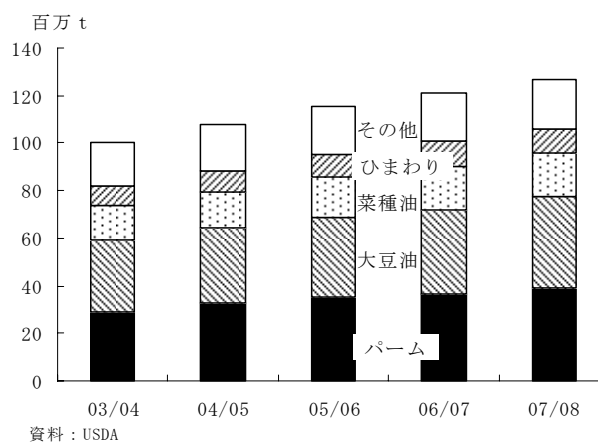


第7図 食肉生産(品目別)



第8図 食肉生産(国別)

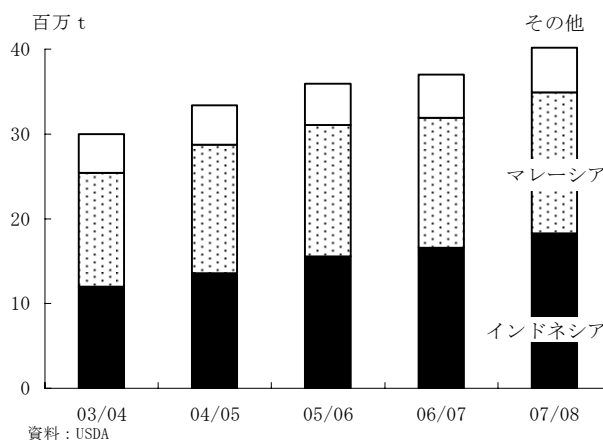
4) パーム油



第9図 世界の植物油消費

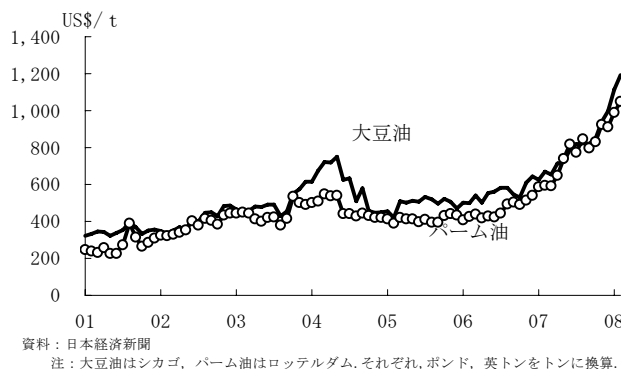
世界の植物油消費は(第9図), 中国, インド等発展途上国の経済成長に伴う消費の増加, EUを中心とするバイオディーゼル向け需要の伸びにより増加傾向で推移している。主要植

物油のうちパーム油は約3割を占める。



第10図 世界のパーム油生産

世界のパーム油生産のうち約85%をインドネシアとマレーシアで占める(第10図)。旺盛なパーム油需要に対応して両国とも作付面積を増やし増産しているものの、作付可能地の減少、作付けから果実収穫まで数年を有すること等から、需要の増加に十分に対応できない状況となっており、特に、昨年後半からはバイオディーゼル向け需要の増加もあって価格が高騰している(第11図)。



第11図 植物油価格

(2) 食料消費 (第5表)

1人1日当たり供給熱量は、フィリピン、タイ、ラオス、カンボジアで2,500Calを下回っており、特にカンボジアでは2,074Calと非常に低い。他の諸国は2,600~2,900Calとおむね飽和状態に達している。

米への依存度が非常に高く、新規加盟国では供給熱量の6割を超えている。一方、動物性食品への依存度低く、特に肉類の供給量は、近年増加傾向にあるものの、依然少ない。魚介類の供給量は比較的多い。

穀物自給率は、インドネシア、マレーシア、フィリピンで 100%を下回っており、いずれも米の大輸入国となっている。

第5表 食料供給(2003年)

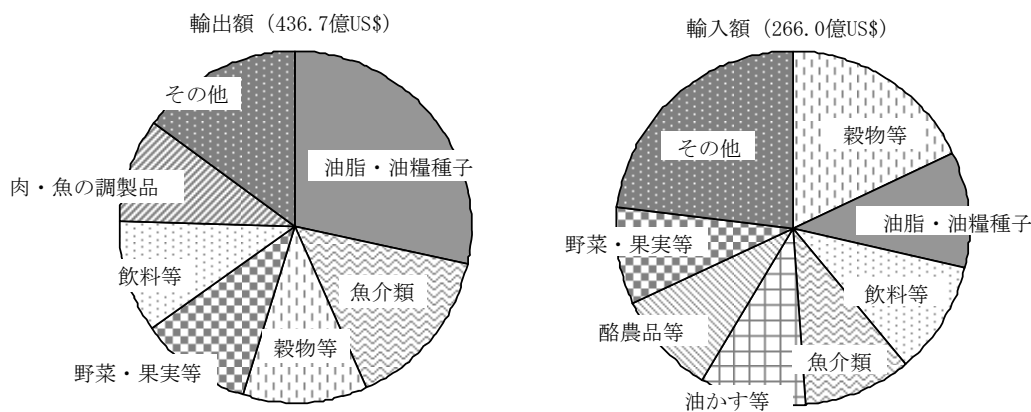
単位	熱量					米	肉類	魚介類	穀物自給率
	Cal/日/人	米	動物性	シェア					
				米	動物性				
				%	%	kg/年/人		%	
ブルネイ	2,845	613	519	21.5	18.2	63	60	26	0
カンボジア	2,074	1,422	197	68.5	9.5	149	15	27	121
インドネシア	2,891	1,393	138	48.2	4.8	141	10	21	88
ラオス	2,338	1,494	170	63.9	7.3	169	17	15	122
マレーシア	2,867	691	514	24.1	17.9	71	49	56	24
ミャンマー	2,912	1,916	142	65.8	4.9	197	11	19	130
フィリピン	2,480	1,088	379	43.9	15.3	111	31	29	80
タイ	2,424	1,041	304	42.9	12.5	104	25	31	157
ベトナム	2,617	1,664	341	63.6	13.0	169	30	17	125
(参考)日本	2,768	610	569	22.1	20.6	57	43	66	21
世界	2,809	542	477	19.3	17.0	54	40	16	-

資料：FAOSTAT

### (3) 農産物貿易

2005年の農産物輸出額（HS分類1～24類を農産物とした。）は437億US\$で21%が域内貿易となっている。品目別には油脂・油糧種子（同12, 15類）が28.4%と最も多く、続いて魚介類（同3類）14.8%、穀物等（同10, 11, 19類）11.5%の順となっている。

輸入額は、266億US\$で30%が域内貿易である。品目別には穀物等18.2%、油脂・油糧種子10.4%、コーヒー・茶・飲料等（同9, 18, 22類）10.3%の順となっている（第12図）。



第12図 農産物貿易(2005年)

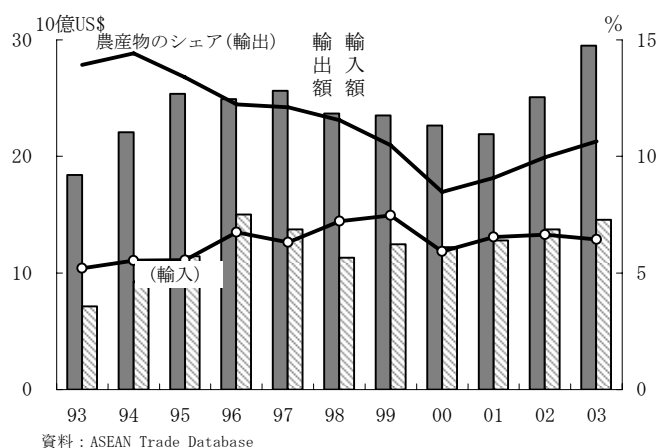
主要4ヶ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）の農産物貿易の推移を見ると（第13図）、輸出・輸入額とも横ばいないし低下傾向で推移してきたが、輸出額は2001



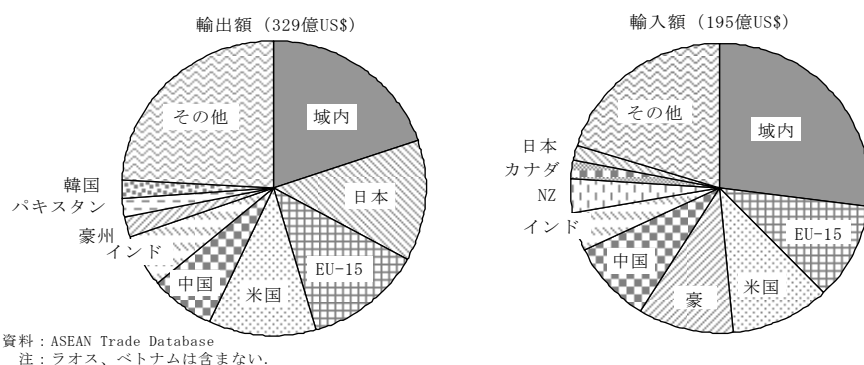
年以降回復基調にある。貿易総額に占める農産物のシェアについても、横ばいないし低下傾向で推移している。

対相手国別では(第14図),輸出額は,域内が19.7%で,域外では日本13.3%,EU12.5%,米国11.3%の順となっている。農産物のシェアをみると,インド24.2%,パキスタン40.3%と高くなっており,これは油脂が大部分を占める。

輸入額は,域内が27.0%で,域外ではEU10.9%,米国10.8%,豪州9.2%の順となっている。農産物の割合は豪州(26.2%,酪農品・穀物等),インド(19.5%,穀物,肉類等),ニュージーランド(67.1%,酪農品・肉類等),カナダ(18.2%,穀物・油糧種子等)が高い。

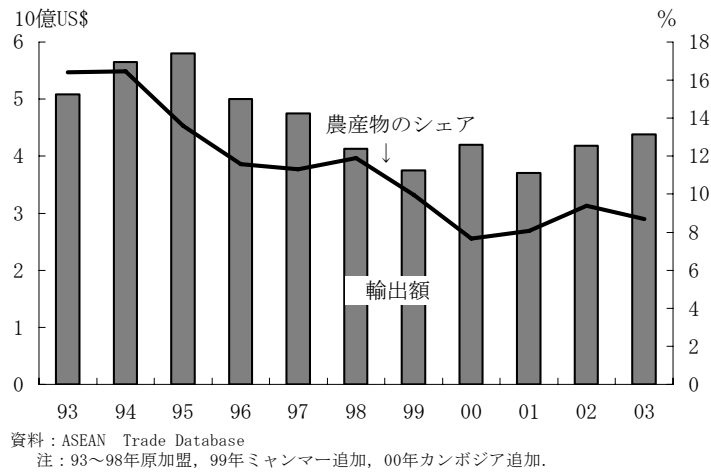


第13図 主要4ヶ国の農産物貿易

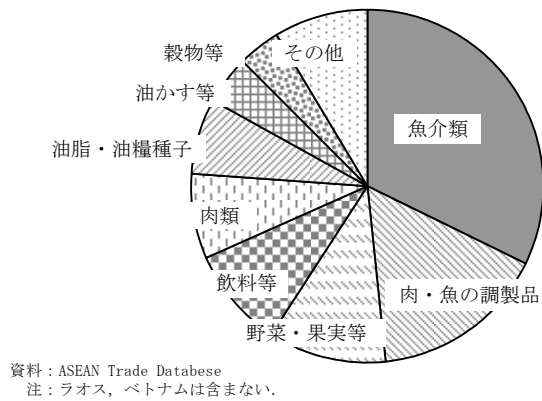


第14図 国別農産物貿易(2003年)

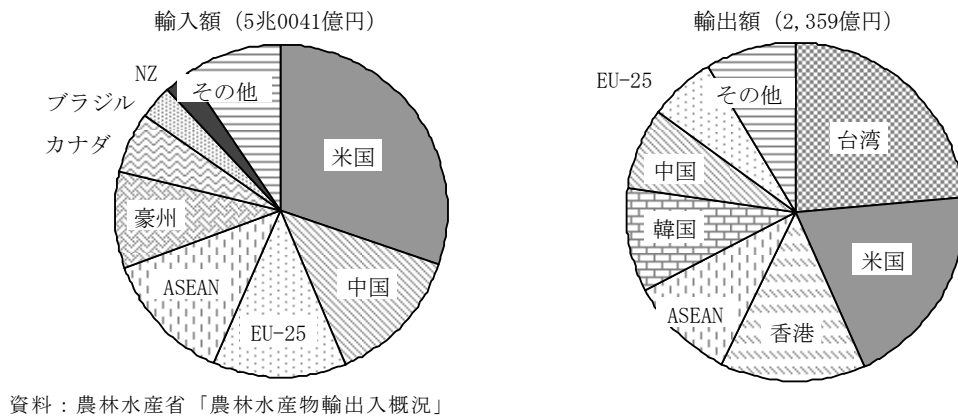
我が国への輸出額は2003年43.8億US\$で近年横ばいで推移している。農産物のシェアは8.7%で低下傾向にある(第15図)。



第15図 農産物対日輸出



第16図 品目別対日輸出（2003年）



第17図 我が国の相手国別農産物貿易

我が国からの輸入額は2003年3.5億US\$, 農産物のシェアは0.6%と少ない。

対日輸出額を品目別にみると(第16図), 魚介類32.2%, 肉・魚の調製品(HS16類)16.2%, 野菜・果実及びその調製品(同7, 8, 20類)10.7%の順となっている。

我が国から農産物(水産物は含まない。)の貿易をみると(第17図), ASEANの輸入額は米国(30%), 中国(13%), EU(13%)につぎ13%を占め, 輸出額は台湾(24%), 米国(20%), 香港(14%)につぎ10%を占める。

AFTA, 日-ASEAN, 中-ASEAN FTA等からASEAN各国の農産品のセンシティブ品目をみると, AFTAでは(第6表)米輸入国であるインドネシア, マレーシア, フィリピンで米が高度センシティブ品目となっており, これ以外に高度センシティブ品目はない。センシティブ品目はすべて農産品(ミャンマーの絹, 綿を除き, すべてHS1~24類)となっている。

中-ASEAN FTAのセンシティブリストでは農産品以外の品目が多いが, AFTAと同様インドネシア, マレーシア, フィリピンの米が高度センシティブ品目となっているほか, マレーシアの鶏肉, 鳥卵, フィリピンの豚肉・鶏肉, 野菜(たまねぎ, にんじん等), タイのミルク, ばれいしょ, 米等が高度センシティブ品目となっている。

第6表 AFTAのセンシティブリスト

ブルネイ	コーヒー, 茶
カンボジア	家畜(豚, 家禽等), 家禽肉, 花木・切り花, 野菜(トマト, タマネギ, キュウリ等), 果実(ココナツ, パイナップル, オレンジ等)等
インドネシア	<b>米</b>
ラオス	家畜(牛, 豚, 家禽等), 肉類(牛肉・豚肉・家禽肉等), 鳥卵, 野菜(トマト, タマネギ, キュウリ等), 果実(パイナップル, オレンジパイア等), 米, さとうきび, たばこ等
マレーシア	家畜(豚, 家禽), 豚肉, 家禽肉, ミルク, 鳥卵, きのこと類, キャベツ, 果実(バナナ, パイナップル, すいか, パパイア等), コーヒー, <b>米</b> , たばこ等
ミャンマー	豆類(えんどう, いんげん), コーヒー, 茶, 米, 砂糖, 絹, 綿
フィリピン	家畜(豚, 家禽), 豚肉, 家禽肉, カッサバ芋, かんしょ, とうもろこし, <b>米</b> , グレーンソルガム
シンガポール	なし
タイ	切り花, ばれいしょ, コーヒー, コブラ
ベトナム	家畜(家禽), 家禽肉, 鳥卵, かんきつ類の果実, 米, 肉類調製品(ソーセージ等), 砂糖

注: **太字**は高度センシティブ品目

## 6. タイの食料・農業

ここでは, ASEAN各国のうちでも, 世界最大の米輸出国であり, 砂糖, キャッサバ, 鶏肉等の主要輸出国であるタイ, ASEAN最大の人口を有し, 今後の食料需要の動向が注目されるインドネシアの食料・農業情勢について述べる。

### (1) 農業政策

第9次国家経済社会開発計画に基づく農業開発計画等による重点政策は、タイ産農産物の品質向上等による競争力の強化、人的資源の開発による農家の生活向上、農民組織の強化、天然資源の持続的活用等である。

前タクシン政権では、アジア経済危機の反省から、外資の導入による輸出産業の振興のみでなく、伝統的産業の育成による地域の活性化にも重点を置く2路線開発戦略(The Dual Track Development Strategy, DTDS)を推進した。農業・食料部門では農家の所得向上を図るため融資制度の充実、一村一品運動(One Tambol One Product Project)等を実施し、一定の成果をあげた。

第6次国家経済社会開発計画から国王陛下のお考えである「知足経済(The Sufficiency Economy)」の考えのもと、自立(Self-Reliance)、節度(Moderation)、適正(Reasonableness)な経済運営に努めており、DTDSもこの路線に沿ったものであった。また、知足経済は貧困改善のため、小規模農民の自立を促すものでもあった。

貿易政策では、ASEANとしてのFTA以外に、タイ単独で日本、豪州<sup>(3)</sup>、ニュージーランド、インド(アーリーハーベスト)、ペルー(アーリーハーベスト)と締結したほか、BIMSTEC(Bay of Bengal Initiative for Multi-Sectoral Technical and Economic Cooperation: バングラデシュ、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ)、EFTA(European Free Trade Association: スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)と交渉中である。

## (2) 農業構造 (第7表)

農家戸数は570万戸でわずかながら増加傾向にある。地域別には東北部が最も多く(46%)、次いで北部(23%)となっている。農家保有面積(宅地等を含む)は、20百万ha、うち水田は約半分の10.4百万haとなっている。水田の地域別分布は東北部で58%を占め、次いで北部(22%)が多く、南部は少ない。一方、果樹は南部で過半を占めている。

1戸当たり保有水田面積は全国平均で1.8haで、わずかながら減少傾向にある。地域別には東北部が最も大きく、南部は小さい。

第7表 農業構造 (2001年)

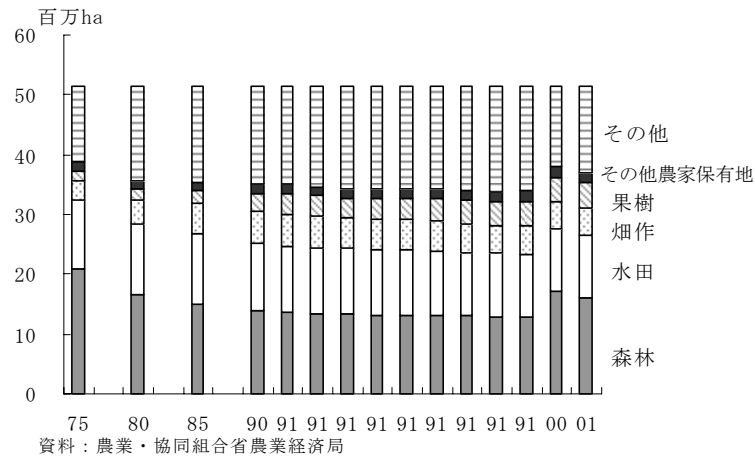
地域	農家戸数 (千戸)	農家保有面積(千ha)				1戸当たり(ha)	
		合計	水田	畑作	果樹	合計	水田
北部	1,302	4,477	2,245	1,489	497	3.4	1.7
東北部	2,621	9,280	6,069	1,891	537	3.5	2.3
中央平原	896	4,143	1,650	1,294	885	4.6	1.8
南部	884	3,070	471	29	2,335	3.5	0.5
全国計	5,702	20,970	10,435	4,703	4,253	3.7	1.8

資料：農業・協同組合省農業経済局

## (3) 土地利用 (第18図)

総面積の4割程度が農家保有地となっており、その半分程度が水田である。水田面積は

わずかな減少傾向となっているが1千万ha強で推移している。畑作物は80年代まではキャッサバ、トウモロコシを中心に、森林開発により増加したが近年では減少傾向となっている、一方、果樹の面積が増加している。



第18図 土地利用

(4) 農業生産

第8表 主要作物の生産

			1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
米	生産量	千t	11,164	13,850	15,300	17,368	20,264	17,193	22,016	25,844	29,428
	収穫面積	千ha	6,270	6,854	8,357	9,200	9,833	8,792	9,113	9,891	10,042
	単収	t/ha	1.78	2.02	1.83	1.89	2.06	1.96	2.42	2.61	2.93
キャッサバ	生産量	千t	1,475	3,431	7,094	16,540	19,263	20,701	16,217	19,064	16,938
	収穫面積	千ha	101	224	475	1,121	1,376	1,488	1,245	1,131	986
	単収	t/ha	14.59	15.32	14.93	14.75	13.99	13.92	13.02	16.86	17.18
トウモロコシ	生産量	千t	1,021	1,938	2,863	2,998	4,934	3,722	4,155	4,466	3,886
	収穫面積	千ha	562	749	1,205	1,345	1,918	1,545	1,263	1,215	1,034
	単収	t/ha	1.82	2.59	2.38	2.23	2.57	2.41	3.29	3.68	3.76
さとうきび	生産量	千t	3,913	5,102	14,592	12,827	25,055	33,561	50,597	54,052	49,572
	収穫面積	千ha	85	118	303	426	531	686	923	914	1,067
	単収	t/ha	45.97	43.15	48.13	30.14	47.18	48.89	54.84	59.16	46.46
単収世界平均	米	t/ha	2.03	2.38	2.51	2.74	3.25	3.53	3.66	3.89	4.15
	キャッサバ	t/ha	7.94	8.49	8.60	9.13	9.82	10.02	9.85	10.55	11.47
	トウモロコシ	t/ha	2.13	2.35	2.81	3.15	3.72	3.68	3.79	4.28	4.91
	さとうきび	t/ha	52.27	54.76	53.76	55.29	58.52	61.60	62.83	64.21	65.20

資料：FAOSTAT

主要作物である米、キャッサバ、トウモロコシ、サトウキビの生産をみると、米は近年堅調な輸出需要から生産を増加させている。キャッサバは70年代に主に輸出向けに、森林開発等により急速に生産量を伸ばしたが、80年代半ばから輸出需要の減退等により横ばいとなっている。トウモロコシも、70年代に輸出向けに生産を拡大したが、80年代から国内畜産生産の増加により、国内飼料向けが大部分を占めるようになり、近年の生産量は、横ばいで推移している。さとうきびは80年代末より輸出向け砂糖原料として急激に増加して

いる（第8表）。

5. ASEAN の食料・農業で記述したように、タイの農業生産性は概して低く、単収はキャッサバを除き世界平均を下回っており、伸び率も低い。しかしながら、肥料・農薬等の投入量が少なく、農村に大量に滞留する安価な労働力を利用でき、生産費が極端に低いことから、国際競争力を保っている。

米生産費を比較すると（第9表）、米国で1.5倍程度、日本は10倍以上となっている。しかしながら、2001年からタイの米生産費は上昇傾向にあり、DTDSによる農村所得向上の影響が出ている可能性がある。

第9表 米の生産費

(単位：US\$/t)

	1991	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
タイ A	123.6	161.7	121.9	98.5	106.7	115.6	123.3	140.1	150.9
米国 B	159.3	169.6	189.0	188.9	182.9	189.8	193.5	217.9	225.7
日本 C	2,095.5	2,492.1	2,025.0	1,756.7	1,888.3	2,265.3	2,155.2	1,853.5	1,839.2
B/A	1.3	1.0	1.5	1.9	1.7	1.6	1.6	1.6	1.5
C/A	17.0	15.4	16.6	17.8	17.7	19.6	17.5	13.2	12.2

資料：AFSIS、USDA、農林水産省

注：1. 為替レートは東京市場の各年末。

2. 玄米/粳=0.78とした。

米の生産を作期、地域別にみると（第10表）、最も生産量の多い東北部は雨期作がほとんどで、天水田が多く、単収は最も低い。灌漑の必要な乾期作は中央平原、北部で多く、資材投入も多いことから単収は高い。

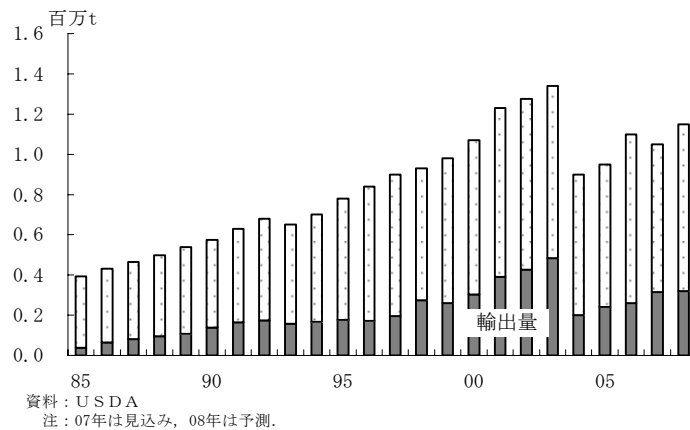
第10表 米の生産(2003/04年)

(単位：千ha、千t、t/ha)

	収穫面積			生産量			単収		
	雨期作	乾期作	合計	雨期作	乾期作	合計	雨期作	乾期作	合計
北部	1,939	483	2,422	5,505	2,037	7,543	2.84	4.22	3.11
東北部	5,041	128	5,169	9,554	405	9,958	1.90	3.15	1.93
中央平原	1,514	840	2,354	5,068	3,783	8,850	3.35	4.51	3.76
南部	327	38	365	783	107	890	2.39	2.81	2.44
全国計	8,821	1,489	10,310	20,909	6,332	27,241	2.37	4.25	2.64

資料：農業・協同組合省農業経済局

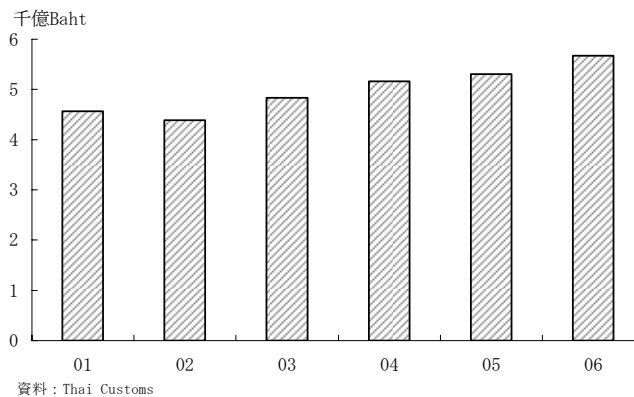
鶏肉は生産・輸出とも順調に増加してきたが、2004年の鳥インフルエンザ発生により激減した。その後、徐々に回復しつつあるが、未だ鳥インフルエンザ発生以前の水準まで回復していない（第19図）。



第19図 鶏肉生産

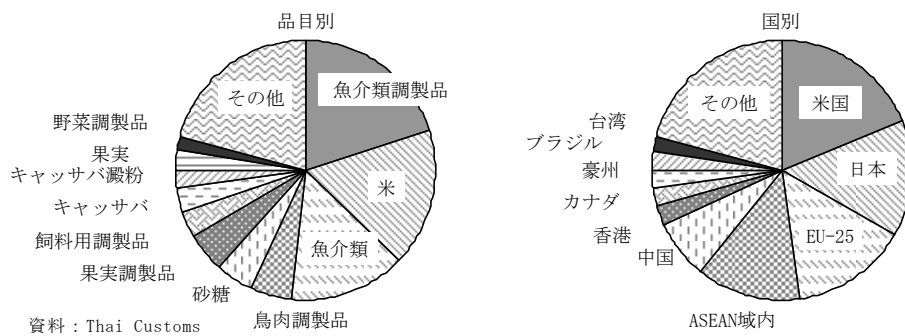
(5) 農産物貿易

農産物（HS1～24類）輸出額（第20図）は近年増加傾向にあり、2006年には5,666億バーツで総輸出額に占める割合は10.7%となっている。総輸出額に占める農産物の割合は減少傾向にある。



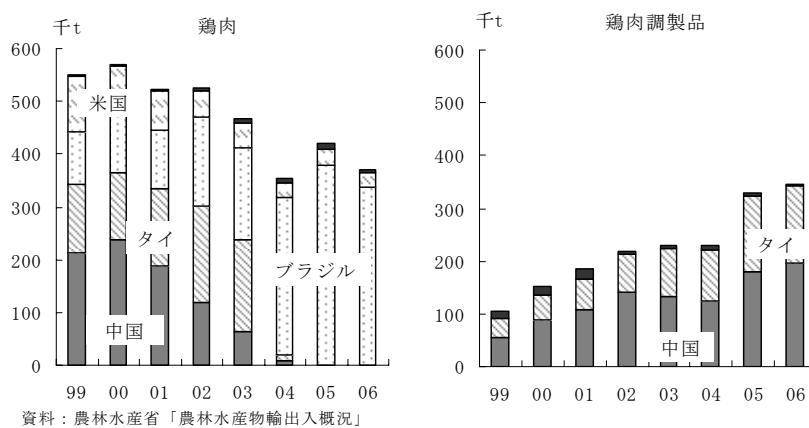
第20図 農産物輸出額

2006年の農産物輸出額を品目別にみると水産品が43.7%（魚介類調製品25.3%、魚介類18.4%）、米が21.8%となっている。輸出先国別では、米国が18.8%（魚介類調製品39.7%、魚介類25.8%、果実調製品10.2%）で最も多く、次いで日本が14.6%（魚介類25.9%、鶏肉調製品22.6%、魚介類調製品20.7%）、EU-25が14.4%（肉・魚調製品39.2%、野菜・果実調製品17.3%、魚介類13.3%）、ASEAN域内が13.0%（穀類・穀粉29.4%、砂糖類18.1%）となっている（第21図）。



第 21 図 品目別，国別農産物輸出割合（2006 年）

我が国に対する農産物輸出額では，タイは米国，中国，オーストラリア，カナダに次ぎ第 5 位に位置する。最大のものは鶏肉製品であるが，かつては最大の輸出国であったが，鳥インフルエンザ後輸入量は激減し，ブラジルからの輸入が大宗を占めるようになった。タイからの輸入は鶏肉調製品での輸入となっている（第 22 図）。



第 22 図 我が国の鶏肉輸入

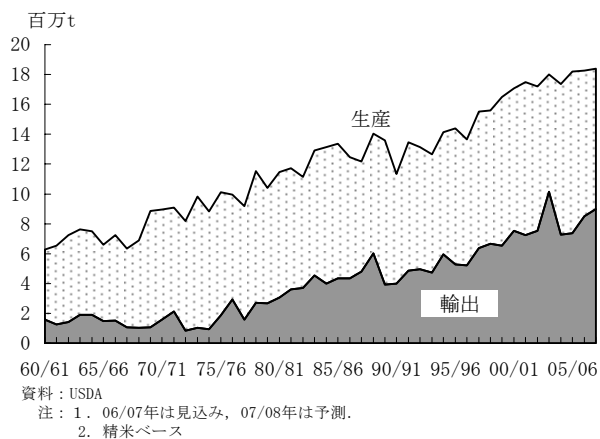
### （6）米需給

前述のごとく，タイの米生産は堅調な輸出需要に支えられて増加傾向で推移している。一方，国内消費は人口の伸びの鈍化，一人当たり消費量の停滞から横ばいとなっている。生産量に占める輸出量の割合は増加傾向にあり，07/08 年には 48%程度になると見込まれている（第 23 図）。

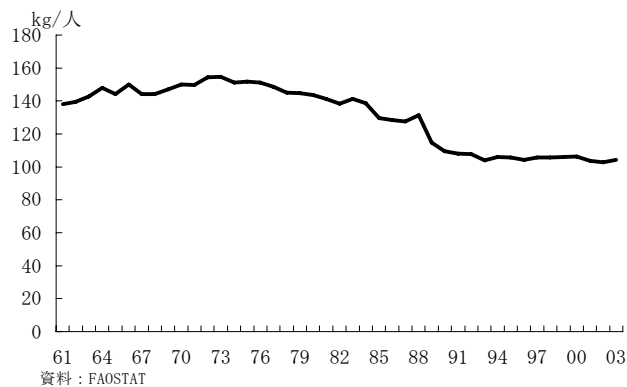
一人当たり供給量は（第 24 図），90 年代初めに低下したものの，その後 100kg 台を維持し，横ばいで推移している。

米の輸出は（第 25 図），70 年代半ばまでは，国内価格安定等を目的とした輸出税により抑制的に実施されてきたが，70 年代後半からは輸出促進に政策転換され，輸出が急激に増加した（輸出税は 86 年廃止）。

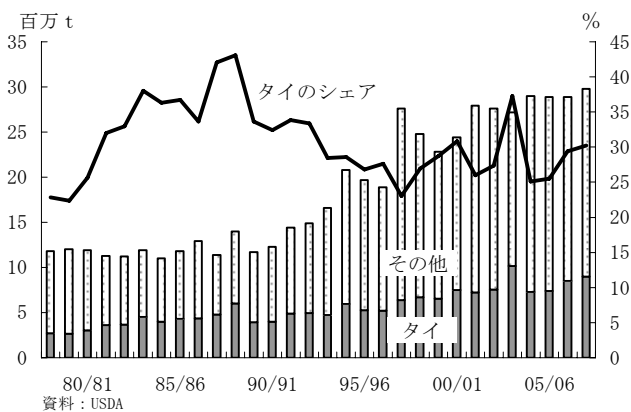




第23図 米供給



第24図 米の一人当たり供給量

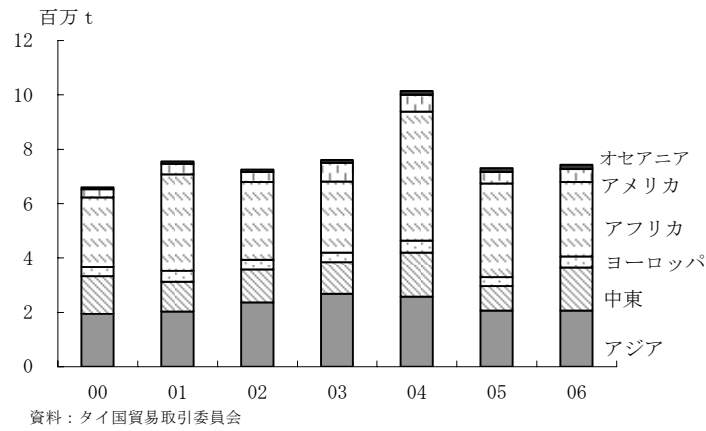


第25図 世界の米輸出

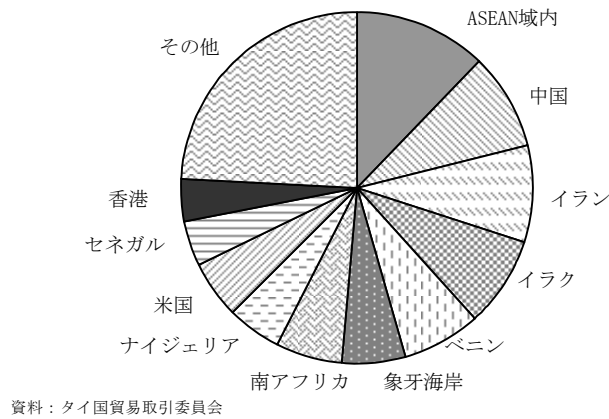
近年では、中国、アフリカ、中東等での需要増加により堅調に推移しており、2007年には850万t、2008年には900万tと見込まれている。

世界の米輸出量に占めるタイのシェアは、80年代半ばには40%を超えたが、ベトナムの

輸出増加等から低下し、90年代に入ってから30%程度で推移している。



第26図 米の地域別輸出货量



第27図 米の国別輸出割合 (2006年)

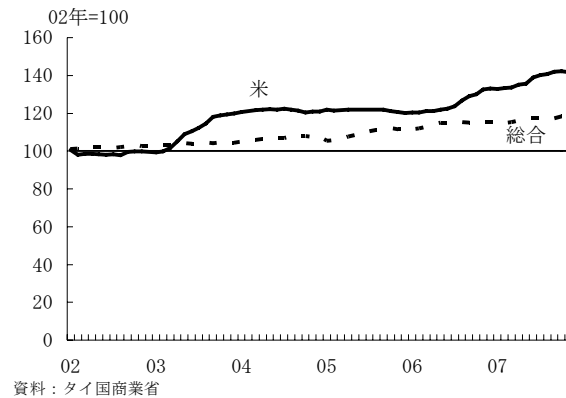


第28図 米輸出価格

地域別には(第26図), アフリカが最も多く(2006年:36.9%), 次いでアジア(同27.9%),

中東(同 21.3%)の順となっている。国別では(第 27 図), 2006 年には ASEAN 域内 12.3%, 中国 8.8%, イラン 8.8%, イラク 8.3%の順となっている。

米の輸出価格は(第 28 図), 堅調な輸出需要や, 生産費の上昇もあり 2001 年以降一貫して上昇傾向となっており, 米の国内消費者物価指数(第 29 図)も上昇基調となっている。



第 29 図 消費者物価指数

## 7. インドネシアの食料・農業

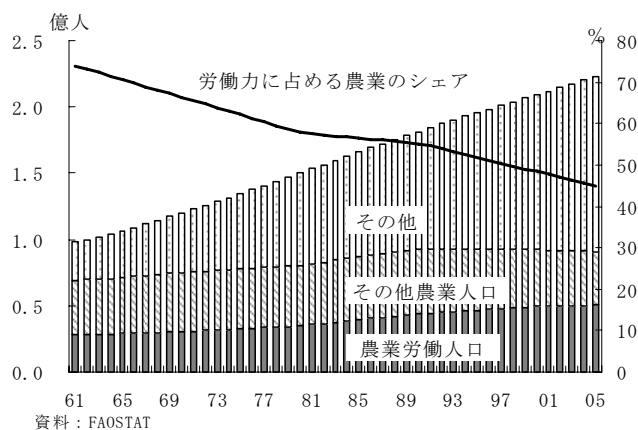
### (1) 農業政策

「Indonesian Agricultural Development Plan 2005-2009」(インドネシア農業省)によると, 食料安全保障と地域の生活向上のため, 競争力があり, 公正で持続可能な農業産業システムの実現を基本理念とし, ①農業担当官の専門性向上, 農民の自立, 農業関係機関の強化, ②持続的農業資源の利用, ③食料安全保障, 食品の安全性の強化, ④農産物の競争力, 付加価値の改善, ⑤地域経済発展のための農業活動の促進, ⑥農民主体の農業開発の促進, に重点を置いている。特に, 食料安全保障と農民の貧困改善には重点が置かれている。

食料安全保障実現のため, 主要食料である米, キャッサバ, 大豆, さとうきび, 鶏肉, 飼料となるともろこし, 主要輸出品目であるパーム油の生産に重点を置いている。

### (2) 農業構造

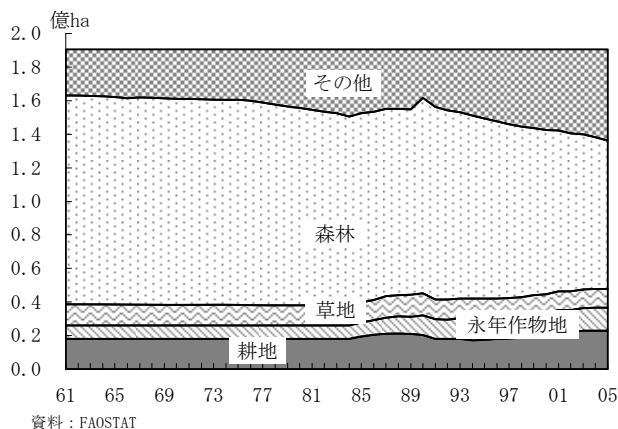
総人口が伸びている中で(2005年 223 百万人, 伸び率 1.2%) 農業人口は 90 年代に入りわずかな減少傾向となっているが, 9 千万人(総人口の 40%)を維持している。農業労働力は 5 千万人程度でわずかな増加傾向にあるが, 総労働力に占めるシェアは 45%程度で低下傾向となっている(第 30 図)。



第30図 農業人口

(3) 土地利用 (第31図)

農地面積(耕地面積+永年作物地)はわずかな増加傾向にあり2005年は36.6百万ha(総面積の19.2%)となっている。一方、森林は減少しており88.5百万ha(同46.5%)となっている。



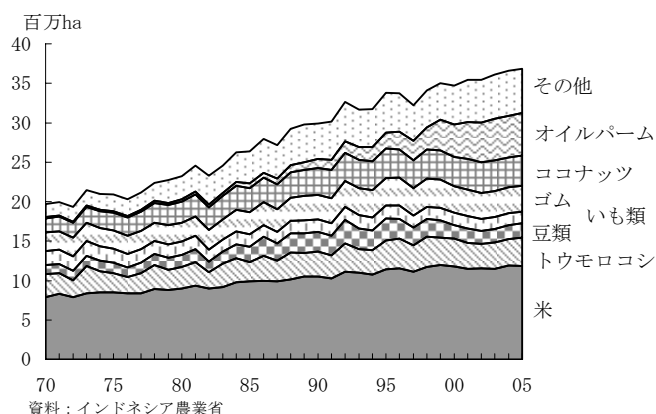
第31図 土地利用

(4) 農業生産

主要作物の作付けは増加傾向にあり、2005年には36.9百万haで、米32.1%、オイルパーム14.8%、ココナツ10.3%、トウモロコシ9.8%の順となっている。米、トウモロコシ、ココナツは近年横ばいで推移しているが、オイルパームは急激に増加している(第32図)。

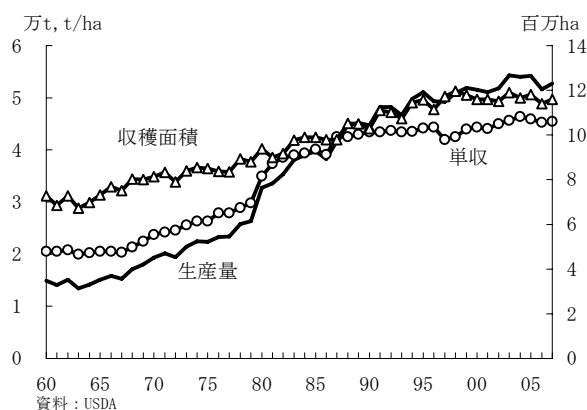
1) 米 (第33図)

米の生産量は、70年代後半から80年代前半にかけて、単収の増加により大幅に増加し



第 32 図 主要作物の作付面積

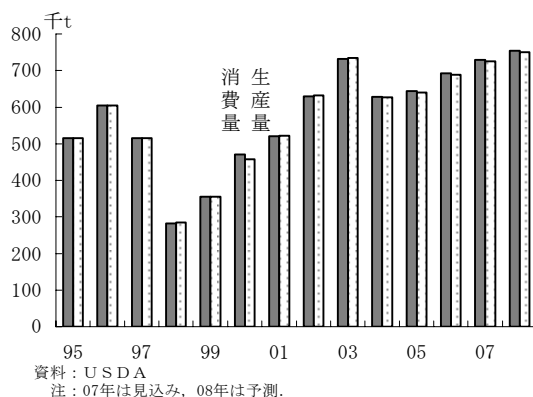
だが、90年代後半からは5千万トン台で横ばいないし微増傾向で推移している。2006年は干ばつにより減少した。単収は4.5t/ha程度で世界平均よりも高く、他のASEAN諸国と比較してもかなり高い。しかし、90年代に入って伸び悩んでいる。これは、単収の向上ポテンシャルはあるものの、農民の購買力の低さから、肥料等の投入量が伸び悩んでいることが大きな要因と考えられる。政府は低コストの有機肥料の普及に努めており、有機栽培技術が普及すれば単収が向上してくる可能性がある。



第 33 図 米生産

## 2) 鶏肉 (第 34 図)

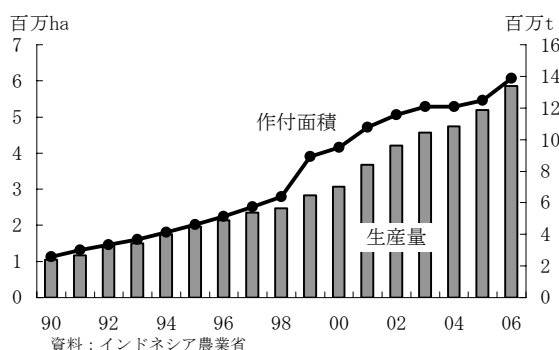
経済危機以前の鶏肉生産は高い伸びを示していたが、輸入飼料に多くを依存していたことから経済危機によりほぼ半減と耕種農業と比較して大きな影響を受けた。経済危機以後は高い伸びを示したが、2004年の鳥インフルエンザの発生により減少した。その後は徐々に生産が回復し、2008年には鳥インフルエンザ前の水準に達すると予測されている。飼料は依然、多くを輸入に依存(主に、米国産とうもろこし)している



第34図 鶏肉生産

### 3) パーム油 (第35図)

パーム油の生産は90年代以降急激に増加してきており、2007年にはマレーシアを抜いて世界最大の生産国になると見込まれている。前述の通り、植物油に対する需要が強いことから、インドネシア政府は2010年までに作付面積を現在の約600万haから150万ha増加させる計画である。これは、政府の説明によると、既存農地・未利用地を利用するものであり、森林の破壊をもたらすものではないとのことである。

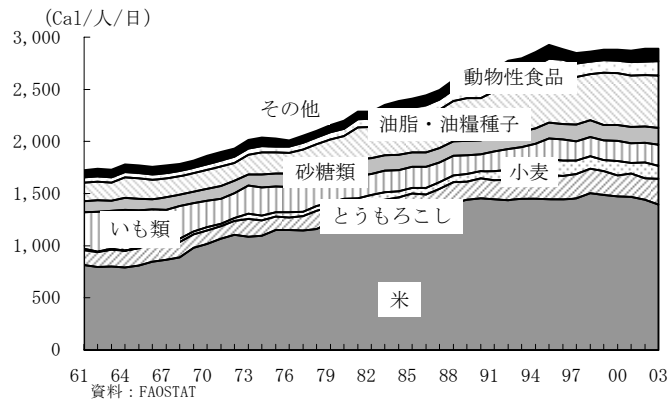


第35図 パーム油生産

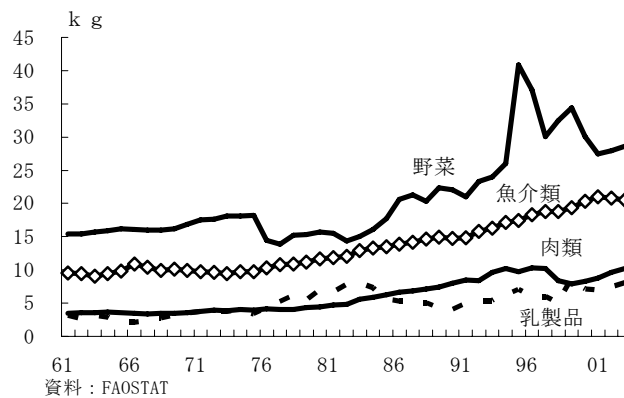
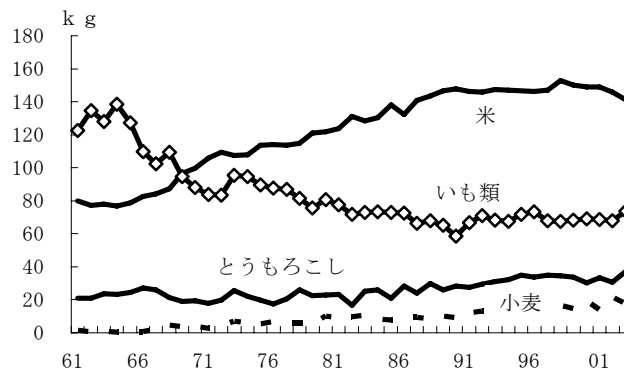
政府は、貧困削減の観点から、作付拡大を小規模農民中心に進めることとしており、計画推進のため、小規模農民に対し作付資金の利子助成を導入した。こうしたこともありインドネシアのパーム油生産は、従来、大規模プランテーションが中心であったところが、近年は十分な資材投入を行えない小規模農民の作付けが増加し、それに伴い平均単収は低下傾向となっている（大規模プランテーション5t/ha程度、小規模農民3t/ha程度：インドネシア政府）。また、オイルパームは、多年生作物であり、一度作付けすれば20年以上収穫でき、生産は安定的であるが、作付けから収穫できるようになるまで3~4年、本格的に収穫できるようになるまで12年程度かかるため、急激な増産は困難と考えられる。

### (5) 食料消費

供給熱量は（第36図）、米の生産増加とともに増加し、近年では2,900Cal弱でほぼ飽和状態となっている。供給熱量のほぼ半分を米が占め、パーム油の生産増加とともに油脂の割合が増加している。シェアは低いものの小麦が増加してきている。動物性食品の割合は非常に低い。



第36図 供給熱量



第37図 供給食料  
(1人1年当たり)

米に対する依存度は非常に高いものの、近年、1人当たり消費量は減少傾向を示し始めている（第37図）。その要因としては、都市部を中心に、即席めん等の小麦製品の消費増加が考えられる（第11表）。近年、即席めんの消費が急増し小麦（インドネシアでは生産できない）の輸入も増加している。一方で、地域によっては未だいも類を主食としているところも多く、米食に対する需要は強いことから、急激な減少はないとみられる。

畜産物の消費は、未だ低いものの鶏肉を中心に増加傾向にある。牛肉に対する需要は非常に強いものの、低所得のためあまり伸びていない。

穀物自給率は85～90%程度で、うち米は80年代に自給を達成したが90年代後半から再び輸入が必要になり、毎年50～200万トン程度を輸入しており、自給率は95～98%程度となっている。とうもろこしは飼料用を中心とした輸入があり、自給率は90%程度となっている。小麦はすべて輸入である。その他の品目では、砂糖（自給率6割程度）、大豆（同3割程度）、乳製品（同5割程度）以外はほぼ自給水準となっている。

カロリーベースの食料自給率は、パーム油を大量に輸出していることから100%を大きく超える。

第11表 即席めん世界総需要

	億食				
	2001	2002	2003	2004	2005
中国・香港	212.0	231.0	320.0	390.0	442.0
インドネシア	99.0	109.0	112.0	120.1	124.0
日本	53.5	52.7	54.0	55.4	54.3
アメリカ	30.0	33.0	37.8	38.0	39.0
韓国	36.4	36.5	36.0	36.5	34.0
ベトナム	11.4	17.0	23.0	24.8	26.0
フィリピン	18.0	20.0	22.0	25.0	24.8
タイ	16.5	17.0	17.2	17.8	19.2
ロシア	6.0	15.0	15.0	15.2	16.0
ブラジル	10.4	11.9	11.1	11.5	12.6
その他	39.6	43.9	47.4	62.4	64.7
合計	532.8	587.0	695.5	796.7	856.6

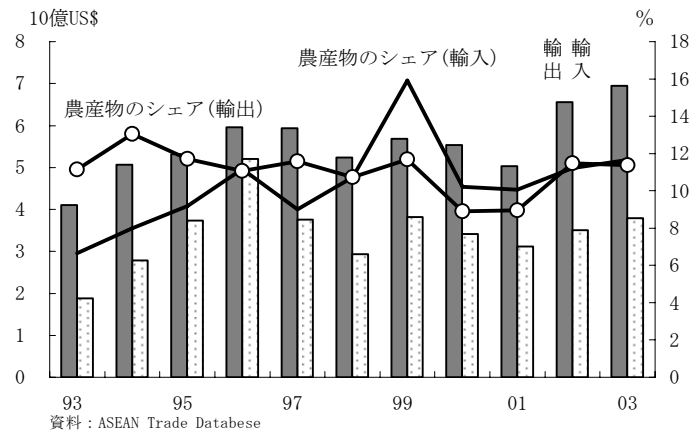
資料：世界ラーメン協会

## （6）農産物貿易

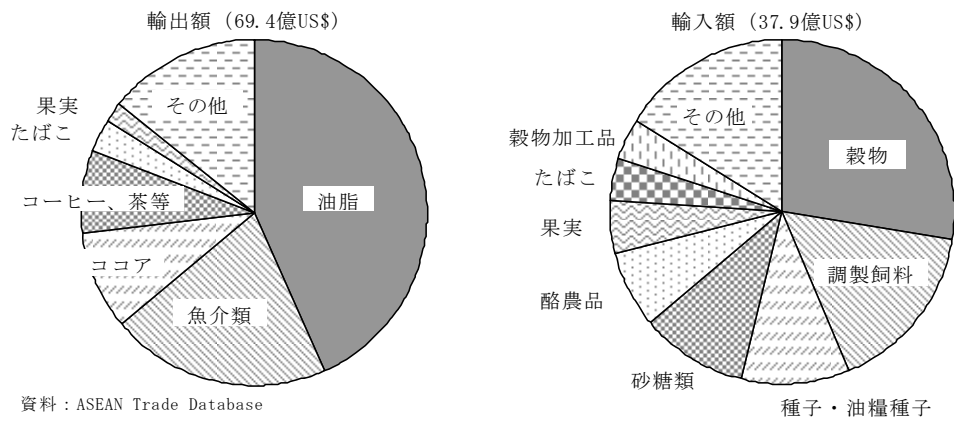
農産物（HS1～24類）輸出額は50～70億US\$、輸入額は30～50億US\$程度で推移しており、各年とも大幅な輸出超過となっている。総輸出入額に対する農産物のシェアは10%程度で推移している（第38図）。

品目別には（第39図）、輸出は、パーム油を中心とする油脂が40%を超え、次いで、えびを中心とする魚介類が20%、ココア9%、コーヒー・茶等8%の順となっている。輸入は穀物28%、大豆ミールなどの調製飼料等16%、種子・油糧種子10%、砂糖類10%の順となっている。

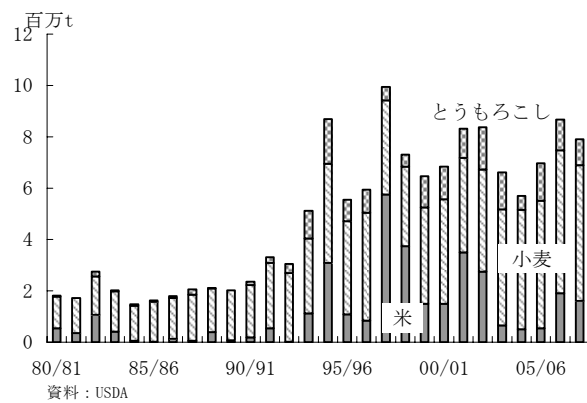




第 38 図 農産物貿易額



第 39 図 品目別農産物貿易額 (2003 年)



第 40 図 穀物輸入

穀物については (第 40 図), 米は国内生産の動向により増減があるが, 近年では 50~400

万 t で推移している。小麦は需要の増加に伴い輸入量も増加し、500 万トンを超えており、エジプト、ブラジル、日本に次ぐ輸入国となっている。とうもろこしは経済危機からの回復後 100～150 万トンで推移している。

注(1) AFTA の詳細については、松本隆平(平成 19 年)「AFTA の現状とアセアン諸国の貿易動向」『FTA・WTO 体制下のアジアの農業、食品産業と貿易』(農林水産政策研究所行政対応特別研究 [交渉戦略] 研究資料第 4 号) 参照。

(2) 詳しくは参考資料 1 参照。

(3) タイ-豪 FTA について詳しくは参考資料 2 参照。

## [引用文献]

辻井博(平成 17 年)「タイのデュアル・トラック経済発展戦略の発展パラダイム転換と経済発展への好影響」『平成 16 年度農林水産省委託事業「海外情報分析事業－アジア大洋州地域食料農業情報調査分析検討」』

辻井博(平成 16 年)「タイ農政の動向と行政・食品産業の対応」『平成 15 年度農林水産省委託事業「海外情報分析事業－アジア大洋州地域食料農業情報調査分析検討」』

外務省アジア大洋州局地域政策課(平成 19 年)「東南アジア諸国連合(ASEAN)の基礎知識」

日本貿易振興会(2002 年)「タイの農業政策と農業の現状」

辻井博(1991 年)「米輸出大国を支える米政策」, 亀谷昱編著『米輸出大国・タイ 米産業の光と影』富民協会

Bureau of Planning Ministry of Agriculture Republic of Indonesia (2006) ” Indonesian Agricultural Development Plan 2005-2009”

ASEAN Secretariat 「<http://www.aseansec.org/>」・「<http://www.aseansec.org/6167.html>」(アクセス日 2008 年 1 月 30 日)・「<http://www.aseansec.org/6213>」(アクセス日 2008 年 1 月 30 日)

## 中-ASEANFTA の概要

### 1. 交渉経緯

中-ASEANFTA (ACFTA) は 2000 年 11 月 ASEAN+3 非公式首脳会合において中国の朱首相が提案, 2001 年 11 月 10 年以内の FTA 発効について合意, 2002 年 11 月「包括的経済協力の枠組み協定」(Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-operation between ASEAN and China : FA) に調印, 2003 年 1 月から交渉入りした。

物の貿易については, FTA 発効前に一部品目について関税削減を加速するため, 「早期自由化」(Early Harvest Program : EHP) を実施するほか, 2004 年 11 月「貿易協定」(The Agreement on Trade in Goods of FA) に調印, 2005 年 7 月発効 (ブルネイ, インドネシア, マレーシア, ミャンマー, シンガポール, タイ) した。

### 2. 物の貿易

#### (1) 早期自由化

##### 1) 対象品目

HS 第 1 類 (動物), 第 2 類 (肉類), 第 3 類 (魚介類), 第 4 類 (酪農品, 卵), 第 5 類 (その他動物製品), 第 6 類 (生きている樹木, 切花), 第 7 類 (野菜, 根茎), 第 8 類 (果実, ナッツ) の内, 除外リストに載っていない全ての品目及び指定の品目

附表 1 除外リスト

ブルネイ	なし
カンボジア	生きた豚 (50kg以上) 、鶏肉、こい、トマト、たまねぎ、にんにく、カリフラワー、ブロッコリー、キャベツ、レタス、にんじん、かぶ、いんげん豆、たけのこ、ココナッツ、パイナップル、グアバ・マンゴー・マンゴスチン、オレンジ、すいか、メロン、ロンガン
中国	なし
インドネシア	なし
ラオス	生きた豚 (50kg以上) 、生きた家きん、生きた家きん以外の動物、牛肉 (冷凍) 、豚肉、家きん肉、塩蔵・乾燥肉、生きた淡水魚、鳥卵、動物の腸・膀胱・胃、トマト、にんじん、かぶ、いんげん豆、なす、マッシュルーム、ピーマン、たけのこ、スイートコーン、混合野菜、たまねぎ (保存処理、乾燥) 、きゅうり (保存処理) 、カッサバ芋、かんしょ、ナッツ、パイナップル、グアバ・マンゴー・マンゴスチン、オレンジ、レモン・ライム、メロン (すいかを含む) 、パパイヤ
マレーシア	鶏卵、あひる卵、バナナ、パイナップル、グアバ、マンゴー、マンゴスチン、すいか、メロン、パパイヤ、ドリアン、ランブータン、ジャックフルーツ (対ASEAN諸国)
ミャンマー	なし
フィリピン	なし
シンガポール	なし
タイ	なし
ベトナム	生きた家きん、鶏肉、七面鳥肉、鳥卵、レモン、グレープ

附表2 指定品目

ブルネイ	他の国が指定した品目全て
カンボジア	なし
インドネシア	コーヒー（カフェインを除いたもの）、やし油、パーム核油、植物性油脂（水素添加）、マーガリン、ココア粉、せっけん、硫化ゴム、陰極線管用ガラスチューブ、籐・竹製腰掛
ラオス	なし
マレーシア	コーヒー（カフェインを除いたもの）、やし油、パーム核油、植物性油脂（水素添加）、マーガリン、ココア、無煙炭、コークス、せっけん、ステアリン酸、消しゴム、陰極線管用ガラスチューブ
ミャンマー	なし
フィリピン	
シンガポール	他の国が指定した品目全て
タイ	無煙炭、コークス
ベトナム	なし

2) 関税撤廃スケジュール

EHP 対象品目を次の3つに分類し、第3表、第4表のスケジュールで撤廃する。

- ①中国・原加盟国 MFN 税率 15%超, 新規加盟国 30%以上
- ②中国・原加盟国 MFN 税率 5%以上 15%以下, 新規加盟国 15%以上 30%未満
- ③中国・原加盟国 MFN 税率 5%未満, 新規加盟国 15%未満

附表3 中国・原加盟国

	04年1月1日まで	05年1月1日まで	06年1月1日まで
①	10%	5%	0%
②	5%	0%	0%
③	0%	0%	0%

附表4 新規加盟国

①							
	2004/1/1	2005/1/1	2006/1/1	2007/1/1	2008/1/1	2009/1/1	2010/1/1
ベトナム	20%	15%	10%	5%	0%	0%	0%
ラオス・ミャンマー	-	-	20%	14%	8%	0%	0%
カンボジア	-	-	20%	15%	10%	5%	0%
②							
	2004/1/1	2005/1/1	2006/1/1	2007/1/1	2008/1/1	2009/1/1	2010/1/1
ベトナム	10%	10%	5%	5%	0%	0%	0%
ラオス・ミャンマー	-	-	10%	10%	5%	0%	0%
カンボジア	-	-	10%	10%	5%	5%	0%
③							
	2004/1/1	2005/1/1	2006/1/1	2007/1/1	2008/1/1	2009/1/1	2010/1/1
ベトナム	5%	5%	0-5%	0-5%	0%	0%	0%
ラオス・ミャンマー	-	-	5%	5%	0-5%	0%	0%
カンボジア	-	-	5%	5%	0-5%	0-5%	0%

(2) 貿易協定

貿易協定のもと、EHP 品目以外の全ての品目について一般行程とセンシティブ行程に分

類し，一般行程については，原加盟国と中国は2010年までに，新規加盟国は2015年までに関税を撤廃，センシティブ行程はより遅いペースで削減する。

1) 一般行程削減スケジュール

附表5 中国・原加盟国

	2005年	2007年	2009年	2010年
20%以上	20	12	5	0
15%以上20%未満	15	8	5	0
10%以上15%未満	10	8	5	0
5%超10%未満	5	5	0	0
5%以下	維持	維持	0	0

中国，原加盟国は，2005年までに対象品目の40%以上，2007年までに60%以上を0-5%に削減，2010年までに全ての関税を撤廃，ただし，上限150品目につき2012年まで延長できる。

附表6 ベトナム

	05	06	07	08	09	11	13	15
60%以上	60	50	40	30	25	15	10	0
45%～	40	35	35	30	25	15	10	0
35%～	35	30	30	25	20	15	5	0
30%～	30	25	25	20	17	10	5	0
25%～	25	20	20	15	15	10	5	0
20%～	20	20	15	15	15	10	0-5	0
15%～	15	15	10	10	10	5	0-5	0
10%～	10	10	10	10	8	5	0-5	0
7%～10%	7	7	7	7	5	5	0-5	0
5%～7%	5	5	5	5	5	5	0-5	0
5%未満	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	0

附表7 カンボジア，ラオス，ミャンマー

	05	06	07	08	09	11	13	15
60%以上	60	50	40	30	25	15	10	0
45%～	40	35	35	30	25	15	10	0
35%～	35	35	30	30	20	15	5	0
30%～	30	25	25	20	20	10	5	0
25%～	25	25	25	20	20	10	5	0
20%～	20	20	15	15	15	10	0-5	0
15%～	15	15	15	15	15	5	0-5	0
10%～	10	10	10	10	8	5	0-5	0
7%～10%	7	7	7	7	7	5	0-5	0
5%～7%	5	5	5	5	5	5	0-5	0
5%未満	維持	維持	維持	維持	維持	維持	維持	0

ベトナムは2009年、ラオス・ミャンマーは2010年、カンボジアは2012年までに対象品目の50%以上の関税を0-5%に削減。カンボジア・ラオス・ミャンマーは2013年までに対象品目の40%以上の関税を撤廃。ベトナムは2013年までの関税撤廃の品目比率を2004年中に決定、2015年までに全ての関税を撤廃、ただし、上限250品目につき2018年まで延長できる。

## 2) センシティブ行程

センシティブ行程に指定できるのは、中国・原加盟国はHS6桁ベースで400品目かつ2001年の輸入実績の10%以内、カンボジア・ラオス・ミャンマー500品目以内、ベトナム500品目かつ輸入実績の一定割合以内(2004年中に決定)とする。

センシティブ行程はセンシティブリストと高度センシティブリストに分ける。

高度センシティブリストは、中国・原加盟国はセンシティブ行程対象品目の40%又は100品目、カンボジア・ラオス・ミャンマーは対象品目の40%又は150品目の低い方を上限とし、ベトナムは2004年中に決定する。

中国・原加盟国はセンシティブリストの関税を2012年までに20%に、2018年までに0-5%に引き下げる。

カンボジア・ラオス・ミャンマーはセンシティブリストの関税を2015年までに20%に2020年まで0-5%に引き下げる。

ベトナムは2015年までに2004年中に決定する関税率に、2020年までに0-5%に引き下げる。

中国・原加盟国は2015年、新規加盟国は2018年までに高度センシティブリストの関税を50%に引き下げる。

附表8 センシティブリスト

ブルネイ	70品目(農産物：なし)
カンボジア	350品目(農産物：ばれいしょ等7品目)
中国	178品目(農産物：コーヒー、小麦、碎米、パイナップル等17品目)
インドネシア	304品目(農産物：タバコ等3品目)
ラオス	88品目(農産物：生きた豚、家きん、肉類、鳥卵、トマト、混合野菜、たまねぎ、カサバ芋、かんしょ、熱帯果実、米、等75品目)
マレーシア	281品目(農産物：なし)
ミャンマー	271品目(農産物：茶、米、植物油、ソーセージ、砂糖、チョコレート、ビスケット、野菜・果実調製品、ワイン等)
フィリピン	270品目(農産物：レタス、きゅうり、コーンスターチ、マニオカでん粉等20品目)
シンガポール	1品目(農産物：蒸留酒)
タイ	227品目(農産物：小麦粉、果汁、ペットフード等8品目)
ベトナム	

附表9 高度センシティブリスト

ブルネイ	46品目（農産物：なし）
カンボジア	150品目（農産物：グルコース、マッシュルーム、トマトケチャップ、タバコ等18品目）
中国	101日印目（農産物：とうもろこし、米、小麦粉、植物油、砂糖、タバコ等29品目）
インドネシア	47品目（農産物：米、砂糖、蒸留酒等13品目）
ラオス	30品目（農産物：酒類16品目）
マレーシア	96品目（農産物：生きた鶏、鶏肉、ミルク、鳥卵、キャベツ、米、タバコ等22品目）
ミャンマー	なし
フィリピン	76品目（農産物：生きた豚、鶏、豚肉、鶏肉、たまねぎ、カリフラワー、にんじん、カサバ芋、かんしょ、とうもろこし、米、ハム、砂糖、飼料等40品目）
シンガポール	1品目（農産物：ビール）
タイ	100品目（農産物：ミルク、ばれいしょ、たまねぎ、にんにく、混合野菜、やしの実、コーヒー、茶、米、大豆、コブラ、砂糖、たばこ等51品目）
ベトナム	

### 3. サービス

サービスに関する交渉は差別の削減・撤廃とサービス部門のマーケットアクセス増加を目指して継続中である。

### 4. 投資

投資の自由化を目指し、ASEAN 投資協定を雛形にして交渉中である。

### 5. 協力

農業、情報通信技術、人材開発、投資、メコン川流域開発の5重点分野とシンガポール－昆明鉄道事業等11分野での協力を合意した。

### 6. 紛争処理

協定発効後1年以内に設立する。

## タイ-豪 F T A の概要

### 1. 交渉経過

タイ-豪 FTA (TAFTA) は 2002 年 5 月に交渉が開始され、2003 年 10 月 19 日ハワード、タクシン両首相の間で合意された (バンコク : APEC 会合)。2004 年 7 月 5 日署名の後、国内手続きを経て 2005 年 1 月 1 日発効した。

オーストラリアにとってはニュージーランド、シンガポール、米国に次ぐ FTA であり、タイにとっては初めての包括的 FTA であり、また、先進国との FTA も初めてである。

### 2. FTA の概要

#### (1) 物の貿易

(タイ側)

全品目約 5,000 のうち 52.6%の関税を即時撤廃 (オーストラリアの輸出の約 80%)。2010 年までに 93.4%の品目が無税。2025 年までに全ての品目が無税。

#### 1) 農産品

##### (i) 穀類

- ・小麦, 大麦, ライ麦, オート, とうもろこし(種子), ソルガム  
基本税率 1~2.75Baht/kg → 即時撤廃
- ・とうもろこし(種子以外)  
基本税率  
枠内 20% → 2006 年から毎年 1.33%削減, 2020 年から無税  
枠外 73% → 10%削減  
割当量 2005 年 5,470 t 以後毎年前年の 5%増加, 2020 年から上限なし
- ・米  
基本税率 52% → 即時撤廃 (関税割り当てを廃止)
- ・雑穀 (そば, ミレット等)  
基本税率 2.75Baht/kg → 2010 年までに撤廃
- ・穀粉等  
基本税率 31~42%又は 2.13~2.75Baht/kg → 2010 年までに撤廃  
例えば小麦粉  
基本税率 32.6%又は 2.24 Baht/kg 2005 年 30%, 以後毎年 6%削減, 2010 年 0%



(ii) 肉類

・牛肉

基本税率 51% → 2005年40%，以後毎年同率で削減，2020年0%

・豚肉

基本税率 33～42% → 2005年30%，以後毎年同率で削減，2020年0%

・山羊・羊肉

基本税率 32% → 2005年30%，以後毎年同率で削減，2010年0%

・馬肉等

基本税率 33% → 即時撤廃

・くず肉（牛・豚）

基本税率 33～42% → 2005年30%，以後毎年同率で削減，2020年0%

・くず肉（牛・豚・家きん以外）

基本税率 33% → 即時撤廃

・くず肉（家きん）

基本税率 33～60% → 2005年30%，以後毎年同率で削減，2010年0%

(iii) 酪農品

・ミルク・クリーム

基本税率

枠内 20% → 2005年20%，以後毎年同率で削減，2025年0%

枠外 41% → 10%削減

割当量 2005～2009年120 t，2010～2014年140.4 t，2015～2019年164.27 t，2020～2024年192.19 t，2025年以降上限なし

・粉乳（脂肪分1.5%以下）

基本税率

枠内 20% → 2005年20%，以後毎年同率で削減，2025年0%

枠外 216% → 10%削減

割当量 2005～2009年2,200 t，2010～2014年2,574 t，2015～2019年3,011.58 t，2020～2024年3,523.55 t，2025年以降上限なし

・バター，チーズ

基本税率 5～33%又は10～12Baht/kg 2020年までに撤廃・野菜・根茎

(iv) 野菜

・ばれいしょ（生鮮・冷蔵）

基本税率

枠内 27% → 2005年27%，以後毎年同率で削減，2020年0%

枠外 125% → 10%削減

割当量 2005年 30.2 t 以後毎年前年の10%増加, 2020年上限なし

- ・たまねぎ, にんにく

基本税率 142%, 57% → 即時撤廃

- ・トマト, キャベツ, にんじん等

基本税率 42%又は4.39Baht/kg → 2005年30%, 以後毎年同率で削減, 2010年0%

(v) 果実

- ・バナナ, パイナップル・アボカド・マンゴー, すいか, パパイヤ等

基本税率 42%又は35.15Baht/kg → 即時撤廃

- ・オレンジ

基本税率 33%又は27.5Baht/kg → 2005年30%, 以後毎年同率で削減, 2010年0%

- ・マンダリン

基本税率 42%又は35.15Baht/kg → 2005年30%, 以後毎年同率で削減, 2015年0%

- ・ぶどう (生鮮)

基本税率 33%又は27.5Baht/kg → 2005年30%, 以後毎年同率で削減, 2015年0%

(vi) コーヒー

基本税率

枠内 30% → 2005年30%, 以後毎年同率で削減 2020年0%

枠外 90% → 10%削減

割当量 2005年 0.525 t 以後毎年5%増加, 2020年上限なし

(vii) 茶

基本税率

枠内 30% → 2005年30%, 以後毎年同率で削減 2020年0%

枠外 90% → 10%削減

割当量 2005年 62.5 t 以後毎年5%増加, 2020年上限なし

(viii) 砂糖

基本税率

枠内 65% → 2005年65%, 以後毎年同率で削減 2020年0%

枠外 94% → 10%削減

割当量 2005年 1,376 t 以後毎年10%増加, 2020年上限なし

(ix) コーヒーのエキス

基本税率

枠内 40% → 2005年40%, 以後毎年同率で削減 2020年0%

枠外 49% → 10%削減

割当量 2005年13.4t 以後毎年5%増加, 2020年上限なし

(x) アルコール

・ビール

基本税率 60%又は25Baht/l → 2005年30%, 以後毎年同率で削減, 2010年0%

・ワイン

基本税率 54.6~60%又は18.2~20Baht/l → 2005年40%, 以後毎年同率で削減, 2015年0%

2) 鉱工業製品

(i) 香料・香水・シャンプー, 石鹼等

基本税率 20~30% → 2010年までに撤廃

(ii) 写真用フィルム

基本税率 5~20% → 即時撤廃

(iii) プラスティック製品

基本税率 5~30%又は1~7Baht/kg → 2010年までに撤廃

(iv) 繊維製品

基本税率 1~37% → 2015年までに撤廃

(v) 鉄鋼

・フラットロール (熱間圧延をしたもの)

基本税率 10% → 即時又は2010年に半減後2015年撤廃まで維持

・フラットロール (冷間圧延をしたもの)

基本税率 12% → 即時半減又は2010年に7%に引き下げ後2015年撤廃まで維持

・フラットロール (被覆したもの)

基本税率 15% → 即時半減後2006年に5%に引き下げ2008年に撤廃  
一部即時半減又は2010年に9%に引き下げ後2015年撤廃まで維持

・形鋼

基本税率 10% → 即時半減後 2015 年に撤廃まで維持

・線鋼

基本税率 20% → 2010 年までに段階的に撤廃

(vi) 配電盤

基本税率 20% → 即時又は 2010 年に半減後 2015 年に撤廃まで維持

(vii) 自動車

・輸送用乗員 10 人以上

基本税率 40% → 即時撤廃

・1,000cc 以下, 1,000~3,000cc (救急車を除く)

基本税率 80% → 2005 年 30%, 以後毎年同率で削減, 2010 年無税

・3,000cc 超 (救急車を除く)

基本税率 80% → 即時撤廃

・バン・ピックアップトラック

基本税率 60% → 即時撤廃

・バン・ピックアップトラック以外の貨物自動車

基本税率 40% → 即時撤廃

・自動車部品

基本税率 10~42% → 基本税率 20%以上のもので即時撤廃しないものは、即時上限 20%まで引き下げ, 2010 年までに撤廃

(viii) その他鉱工業製品

基本税率 20%以上のもので即時撤廃しないものは、即時上限 20%まで引き下げ, 2010 年までに撤廃

(豪側)

83.2%の関税を即時撤廃。2010 年までに 96.1%の品目が無税。2015 年までに全ての品目が無税。

1) 農林水産品

ツナ缶詰以外即時撤廃

ツナ缶詰

基本税率 5% → 2005 年, 2006 年 2.5%, 2007 年 0%

2) 鉱工業製品

繊維製品, 靴, 自動車部品, 鉄, 化学品以外即時撤廃

(i) 有機化学品の一部

基本税率 5% → 2007 年まで基本税率を維持, 2008 年 0%

(ii) プラスティック製品の一部

基本税率 5~10% → 2005 年 5%, 以後 2010 年に撤廃まで維持

(iii) 革製品の一部

基本税率 25% → 2005~2009 年 12.5%, 2010~2014 年 5%, 2015 年 0%

(iv) 繊維・織物の一部

基本税率 15% → 2005 年 5%, 以後 2010 年に撤廃まで維持

(v) 衣類

基本税率 25% → 2005~2009 年 12.5%, 2010~2014 年 5%, 2015 年 0%

両国は、両国間の貿易において農産物輸出補助金を導入・維持しない。

## (2) セーフガード

### 1) 移行期間セーフガード

移行期間において、関税の撤廃・引き下げにより相手国からの輸入が急増し、国内産業が深刻な打撃を受けた場合、最恵国関税まで引き上げ、又は引き下げの一時中断をすることができる。

移行期間セーフガードの適用は当初 2 年間とし、条件が適合すれば 2 年間延長することができ、最長 6 年間を限度とする。ただし、全てのセーフガードの適用はそれぞれの品目の移行期間の終了後 2 年以内に終了する。

1 年を超えてセーフガードを適用するときは自由化の段階を調整するため、速度を速める。

3 年を超えてセーフガードを適用するときは補償する。

両国は GATT セーフガード協定の権利・義務を維持する。

### 2) 農産物に対する特別セーフガード

タイ側牛肉、豚肉、酪農品、マンダリン、ぶどう、ばれいしょ（加工）等 41 品目に 2015 年又は 2020 年まで、オーストラリア側ツナ缶詰、パイナップル加工品の 4 品目に 2008 年まで適用できる。

輸入量が各年の基準量を超えれば、国内への影響にかかわらず当該年の残りの期間に発動でき、最恵国関税又は基準関税と当該年の関税との差を追加できる。

### 3. SPS, 食品基準

WTO SPS 協定等 SPS に関する従来の権利義務を維持する。

両国の SPS 政策について理解を深めるため、SPS 及び食品基準に関する専門家グループを設立する。

### 4. 技術規制

WTO TBT 協定に関する従来の権利義務を維持する。

相互の同様の技術規制を受け入れるよう検討する。

両国は基準に関する 2 国間協力を進めるとともに、コンタクトポイントを設置する。

### 5. サービス

両国は WTO の GATS を遵守する。

サービス分野における現存する協力関係を強化するとともに、R&D、人的資源、中小企業の能力強化の協力を進める。教育、健康増進、観光分野の協力を発展させる。商用での短期滞在を容易にするよう協力して促進する。

両国は以下の分野でアクセスを向上させる。

(タイ側)

経営コンサル、通信、建設、流通、教育、観光、運輸等。

商用ビザの期間延長。

(豪側)

法曹・会計等の専門職、コンピューター、経営コンサル等のビジネスサービス

建設、流通、教育（タイ語、タイ料理、古式マッサージを含む）、環境（廃棄物処理等）、観光等

### 6. 投資

(タイ側)

鉱工業分野等で豪州企業の資本保有比率を拡大

(豪側)

鉱工業分野でタイ企業の投資を認める。

## 7. 電子取引

電子取引についてWTOの規定を遵守する。両国は協力し電子取引を促進する。  
両国は現在の自由な電子取引を維持する。

## 8. 競争

両国は、競争の促進、反競争的措置の抑制により、貿易・投資を促進する。各国の競争に関する法律を維持する。競争に関する法律の実施についての協力関係を強化する。

## 9. 知的財産権

知的財産権の保護・強化により貿易・投資の利益の増加を図る。

WTO TRIPS等の国際協定を遵守する。両国は知的財産権において内国民待遇を受ける。

両国は著作権・商標を侵害した輸出を防止する対策を採る。

両国は知的財産権を侵害した貿易をなくす観点から、情報の交換等協力を行う。

## 10. 政府調達

両国は政府調達に関するワーキンググループを設立する。

両国は、政府調達において、透明性、価値、開かれた・効率的な競争、公正な取り扱い、説明できる適正な手続き、非差別的な取り扱いを促進する。